

令和6年度
安平町営農懇談会

配 布 資 料

令和7年2月19日(水)

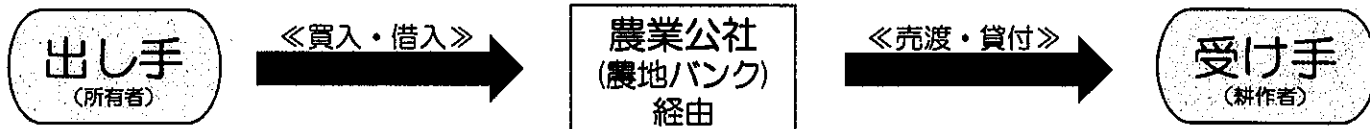
農地を売買・貸借される皆様へ

農地の売買・貸借の仕組みが変わります！

関係法令の改正に伴い、令和6年4月以降、地域計画※を策定した市町村における農地の売買・貸借は、原則として北海道農業公社(農地バンク)経由になります

※ 地域計画とは、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する計画

令和6年4月以降の農地の権利設定手法



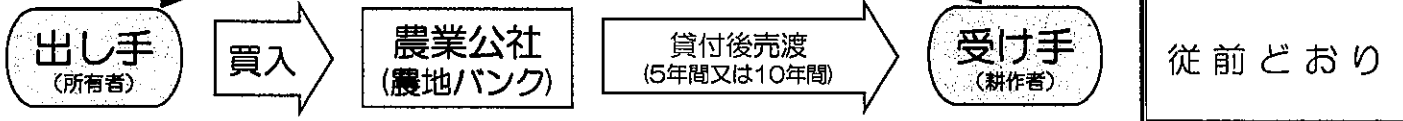
(注) 農業委員会のあっせん等に基づく農地法第3条の売買・貸借も従前どおり行うことができます

売買(農地売買等事業)

貸付タイプ

農地を売りたい

農地がほしいけど…
今すぐには買えない



上記タイプのほか、地域のニーズを踏まえ、令和6年4月より農業公社の売買メニューを拡充しました！

即売りタイプ

農地を売りたい

農地を今すぐに買いたい



※ 即売りタイプは地域計画策定後より適用します

貸借(農地中間管理事業)

農地を貸したい

農地を借りたい



農業公社（農地バンク）では、事業運営経費に充てるため、事業を活用する方に手数料をご負担いただいておりますが、令和6年4月に手数料の一部を見直しました。なお、今後補助金や事業量の増減、運営状況などによっては再度見直しを検討します。

売買(農地売買等事業)

【従前】				(税別)
区分		手数料・貸付料		
出し手		買入価格の2%		
受け手	貸付	5年	買入価格の2%	
		10年	買入価格の2.75%	

※ 5年＝公社より5年間貸し付けた後に売渡し（10年も同様）
 ※ 貸付期間中は貸付料等を毎年1回ご負担いただきます
 ※ 買入価格＝公社買入価格

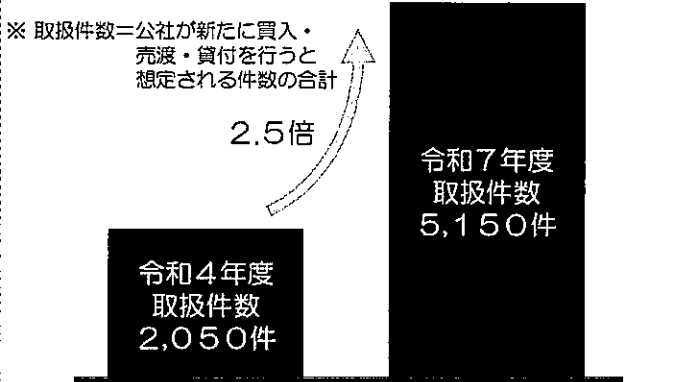
【令和6年4月以降】				(税別)
区分		手数料・貸付料		
出し手		買入価格の2%		
受け手	貸付	5年	買入価格の1%	
		10年		
		即売り	売渡価格の1%	

※ 令和6年4月以降、公社が新たに買入れする案件より適用します
 ※ 貸付期間中は貸付料等を毎年1回ご負担いただきます
 ※ 「即売り」は地域計画策定後より適用します
 ※ 売渡価格＝公社売渡価格＝公社買入価格



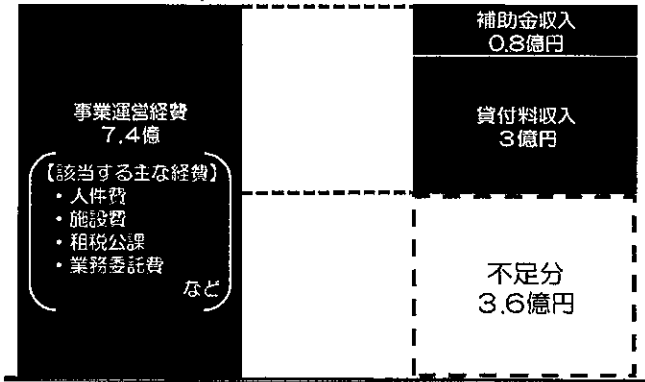
【ポイント①】

令和7年度に取扱件数※は従前の2.5倍に増える見込みです



【ポイント②】

事業運営経費は事務の簡素化・迅速化により可能な限り抑えますが、なお収入不足が発生します



【ポイント③】

事業を継続的・安定的に実施するために、不足分（3.6億円）を補う財源として手数料のご負担をお願いします。なお、手数料は買入れ・売渡しに伴う業務の割合に応じて手数料率を設定しました

【手数料率の算定における考え方】

【買入業務】	【売渡業務】
処理件数：1,700件	処理件数：1,900件
処理時間：22,500時間	処理時間：11,500時間
1件あたり【3.2時間/件】	1件あたり【6.1時間/件】

手数料率は買入・売渡の業務割合に応じて設定しています
 【業務割合】買入2（13.2時間）：売渡1（6.1時間）

【手数料率】 出し手（買入）2%：受け手（売渡）1%

※ 各業務の処理件数及び処理時間は、令和7年度において想定される業務量に基づき試算しています

【令和7年度事業取扱高（想定）】
 買入145億・売渡（即売り）72.5億

区分	手数料（税別）
出し手（買入） （買入価格の2%）	145億円×2% ＝2.9億円
受け手（即売り） （売渡価格の1%）	72.5億円×1% ＝0.7億円
計	3.6億円



補助金収入 0.8億円
貸付料収入 3億円
手数料収入 3.6億円

貸借(農地中間管理事業)

【従前】		(税別)
区分	手数料	
出し手	賃料の1%	
受け手	賃料の1%	

※ 賃貸借期間中は毎年1回ご負担いただきます

【令和6年4月以降】		(税別)
区分	手数料	
出し手	負担なし	
受け手	負担なし	

※ 令和6年4月以降、公社が新たに借入れする案件より適用します

農業公社（農地バンク）が行う事業の特長及びメリット措置について

売買（農地売買等事業）

農地売買等事業の特長

- ◎ 土地売買代金は、農用地利用集積等促進計画が公告された後、速やかに（原則公告日より1か月以内）お支払いします。
- ◎ 農業公社から売渡しを受ける際の所有権移転登記申請手続きは公社が行います。登記申請における登記手数料の負担はありません。※ 実費（登録免許税）は別途ご負担いただきます。

農地売買等事業のメリット措置

※ メリット措置については各種要件を満たす必要がある場合があります

《出し手》

【譲渡所得税に係る特別控除制度】 ※農地を売った場合の課税の特例（譲渡収入金額からの特別控除）

- ◎ 農用地区域内の土地等を農業公社に譲渡（促進計画）した場合
⇒ 800万円の特別控除（租税特別措置法第34条の3第2項第2号）
〔農業委員会のあっせん等により農用地区域内の土地等を譲渡（農地法第3条の売買も含む）した場合の800万円の特別控除（租税特別措置法第34条の3第2項第1号）も従前とおり活用できます。〕

- ◎ 農用地区域内の農用地を買入れ協議に基づき農業公社に譲渡（促進計画）した場合
⇒ 1,500万円の特別控除（租税特別措置法第34条の2第2項第25号）
（注）「貸付タイプ」のみ適用

- ◎ 地域計画の特例区域内※にある農用地を農業公社に譲渡（促進計画）した場合
⇒ 2,000万円の特別控除（租税特別措置法第34条第2項第7号）

※ 区域内にある農用地等について、譲渡の相手方を農業公社に限定した区域（基盤強化法第22条の3及び4）

《受け手》

【不動産取得税の特例措置】

- ◎ 課税標準額の1/3を控除（本則4%からの軽減措置）・・・ 地方税法附則第11条第1項（農用地区域内の農用地等に限る）

【登録免許税の特例措置】

- ◎ 課税標準額×1%（本則2%からの軽減措置）・・・ 租税特別措置法第77条（農用地区域内の農用地等に限る）

貸借（農地中間管理事業）

農地中間管理事業の特長

- ◎ 複数の所有者の農地を借り入れても、借受者の賃料支払先は農業公社1か所で済みます。
- ◎ 所有者への賃料は、農業公社が確実にお支払いします。
- ◎ 相続未登記等による所有者不明農地についても、農業公社が借り入れし、貸し付けることができます。

農地中間管理事業のメリット措置

※ メリット措置については各種要件を満たす必要がある場合があります

【固定資産税の特例措置】

- ◎ 所有する全農地（残農地10a未満は可）を、新たに農業公社に10年以上の期間で貸し付けた場合、固定資産税を以下の期間中1/2に軽減（所有者が機構から借り入れた自己所有地は除く）
⇒ 貸付期間15年以上：5年間 貸付期間10年以上15年未満：3年間・・・ 地方税法附則第15条第31項

【機構集積協力金】

- ① 地域集積協力金 農業公社を活用して、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に対して協力金を交付
- ② 集約化奨励金 農業公社からの転貸により、農地の集約化に取り組む地域に対して奨励金を交付

【機構関連事業】

- ◎ 農業公社が借り入れた農地について、農業者からの申請によらず、また、農業者の費用負担や同意を求めずに実施する大区画化等の基盤整備を推進する事業

【遊休農地解消緊急対策事業】

- ◎ 遊休農地を農業公社が10年以上の期間で借り入れて（使用貸借）再生整備等を行う場合は、当該事業により整備に要する費用として10a当たり4.3万円まで農業公社が負担



公益財団法人 北海道農業公社

本 所 〒060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目1番地23
農用地部
農地中間管理課(農地中間管理事業)
TEL 011-252-7025(直通)
農地売買課(農地保有合理化事業(特例事業))
TEL 011-241-5751(直通)
ホームページ <https://www.adhokkaido.or.jp>



- 岩見沢支所 〒068-0025 岩見沢市5条西5丁目2番地1 空知農業会館
TEL0126-23-2178
- 苫小牧支所 〒053-0021 苫小牧市若草町5丁目5番3号 日胆農業会館
TEL0144-32-8171
- 帯広支所 〒080-0022 帯広市西12条南6丁目3番地1 農協連ビル1階
TEL0155-65-0607
- 釧路支所 〒085-0018 釧路市黒金町12丁目10番地 釧路農業会館
TEL0154-22-1538
- 中標津支所 〒086-1007 標津郡中標津町東7条南1丁目1-2 根室農業会館
TEL0153-72-3296
- 北見支所 〒090-8650 北見市とん田東町617番地 オホーツク JA Bldg.2階
TEL0157-25-2826
- 旭川支所 〒070-0030 旭川市宮下通4丁目2番5号 JA上川ビル
TEL0166-25-2613
- 稚内支所 〒097-0001 稚内市末広4丁目2番31号 宗谷農業会館
TEL0162-33-3321
- 十勝育成牧場 〒089-2261 広尾郡大樹町字尾田708番地
TEL01558-7-5121

農地を買って借りて規模拡大を考えている方

あっせん譲受等候補者名簿への

登録をお願いします

これから農地を売買または借り受けて規模拡大を図りたい、自分の所有する農地の隣接地が売りに出た場合は取得したいなど、町内で農地を買いたい借りたいと思っている方は、『あっせん譲受等候補者名簿』への登録をお願いします。

希望する地区から農地の売り渡しや貸し出しの申し出があり、農業委員会で農地のあっせんを行う場合、あっせんを受けるときには候補者名簿の登録が必要となりますので、今後規模拡大を考えている方は登録をお願いします。

くわしい登録方法につきましては、農業委員会事務局までお尋ねください。

※ 昨年登録された方については、提出は必要ありません。(認定農業者の更新時に内容を確認し、更新していただきます。)

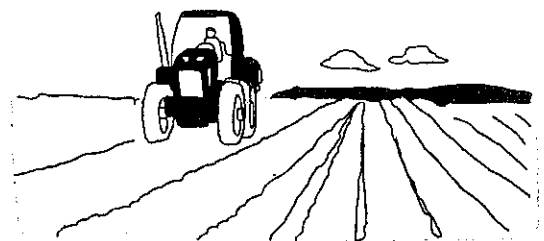
問い合わせ先

安平町早来大町95番地(役場総合庁舎2階)

安平町農業委員会事務局

電話：0145-22-2515

メール：nouchi@town.abira.lg.jp



令和 年 月 日

あっせん譲受等候補者名簿登録申請書

安平町農業委員会長 様

住所

申請人

氏名

印

1 世帯員（構成員）の農業従事状況

氏名 (世帯構成員)	続柄	年齢(満)	農業従事 日数	農業者年金加入	備考

2 経営状況

区分	経営農地等面積 (m ²)			大農機具所有状況		家畜所有状況	
	所有地	借入地	計	種類	数量	種類	頭羽数
田				トラクター		乳牛	
畑				コンバイン		肉牛	
採草放牧地				田植機		軽種馬	
計				乾燥機		豚	
経営形態	・水稲 ・畑作 ・園芸 ・酪農 ・肉用牛 ・軽種馬 ・養豚 ・養鶏 ・その他 ()					鶏	

3 取得希望条件

所在	地目	希望面積	反当り希望価格	備考
地区				
地区				

農業者年金

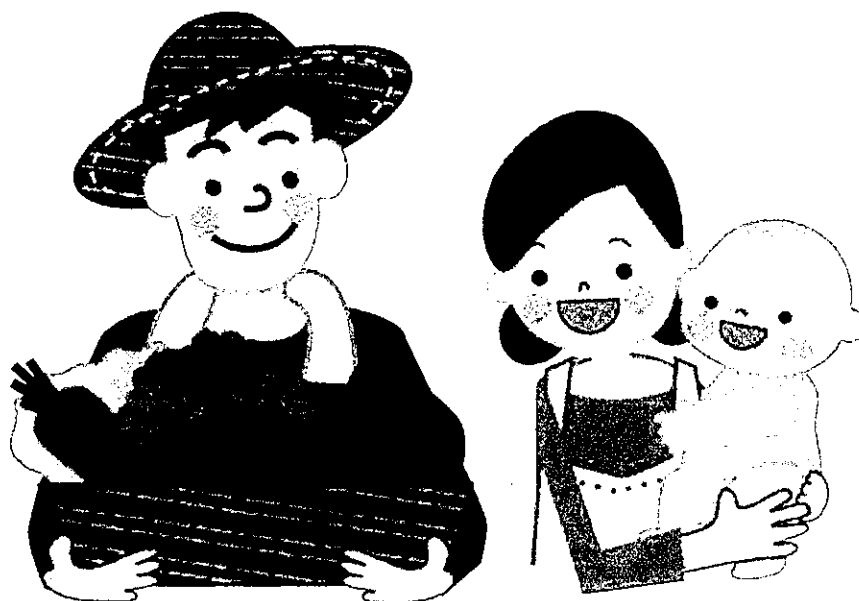
知って得する
農業者年金

農業者年金で生活の安定を考えませんか？

女性

後継者

税



農業者年金の6つのポイント

ポイント1 農業者なら広く加入できる

ポイント2 積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い

ポイント3 保険料は、月額2万円(35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円)から6万7千円の間で自由に決められる

ポイント4 終身年金。80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金がある

ポイント5 税制面で優遇措置がある

ポイント6 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助がある

農業者年金で安心して豊かな老後を!

農業者年金へは、
次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

詳しくは4ページへ

年間60日以上
農業に従事

国民年金第1号
被保険者

国民年金保険料納付免除者を除く

65歳未満

60歳以上は、国民年金の
任意加入被保険者

- 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。
- あなたの老後生活への備えは十分ですか？

※1 農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金(付加年金保険料月額400円)への加入が必要です。

※2 農業者年金と国民年金基金(旧みどり年金を含む)及び個人型確定拠出年金(イデコ)とは重複加入できませんのでご注意ください。

農業者年金の3つのメリット

メリット1

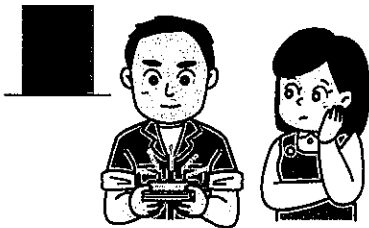
女性に優しい

詳しくは5ページへ

- 奥様も単独で入れます。
- 女性農業者の長い老後をしっかりとサポートします!
- 女性農業者の老後の安心は自分で確保
- 家族経営協定で保険料の国庫補助も

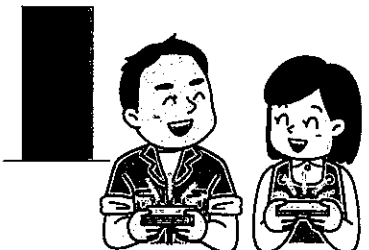
加入前

夫のみ加入の場合



加入後

夫婦で加入の場合



メリット2

若年層には手厚い政策支援 (保険料補助)

詳しくは6ページへ

- 国民年金第1号被保険者等の農業者年金への加入要件に加え、
- 39歳までに加入
 - 農業所得が900万円以下
 - 認定農業者で青色申告者等を満たせば受けられます。

加入前



加入後



メリット3

税制面で大きな優遇

詳しくは7ページへ

- 支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となります。

加入前



加入後



農家のことを知りつくした 農家のための年金です

こんなにかかる老後生活（現金支出で年額約269万円）

高齢農家世帯（世帯主が65歳以上の夫婦2人）の家計費は、現金支出で月額約22万4千円が必要です。（総務省家計調査などより）

国民年金の支給額は？サラリーマンの年金は？

国民年金は、月々約6万6千円（40年加入の場合）夫婦あわせて月額約13万円です。厚生年金のモデルケースでは、夫婦あわせて月額22万4千円です。

農家の方は長寿ですが…

老後はお金の心配をせずに暮らしたい。しかし、予測不可能な経済変動や思わぬケガ・病気もあります。

- 65歳の日本人の平均余命は男性20年（85歳）、女性25年（90歳）
- 農業者年金受給者はさらに長生きされるデータがあります。

農業者年金はメリットが たくさんある終身年金です

サラリーマンは、厚生年金による国民年金（基礎年金）への上乗せがあります。一方、農業者は、豊かな老後の生活のためには、国民年金だけでは十分とは言えず、老後の生活費は自分で準備する必要があります。農業者の皆様も、メリットがたくさんある農業者年金に加入して安心して豊かな老後を迎えましょう。

■農業者年金に加入すれば ～農業者年金の受給額（年額）の試算～

加入年齢	納付期間	保険料額	保険料納付総額	年金額（年額）		想定される受給総額	
				男性	女性	男性	女性
20歳	40年	1万円	780万円	61万円	52万円	1,306万円	1,394万円
		2万円	960万円	80万円	68万円	1,718万円	1,833万円
30歳	30年	1万円	660万円	47万円	40万円	1,017万円	1,086万円
		2万円	720万円	53万円	45万円	1,140万円	1,216万円
40歳	20年	2万円	480万円	31万円	27万円	675万円	720万円
50歳	10年	2万円	240万円	14万円	12万円	301万円	321万円

※上のケースは、通常加入で保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.70%となった場合の試算です。
 受給総額は65歳での農業者年金加入者について想定している平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92.0歳まで生存した場合の金額です。
 ※運用利回りは、加入後の経済変動により上下します。制度発足以降の20年間（令和3年度まで）の運用利回りの平均は、年率2.94%です。
 ※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、令和5年度は0.70%となっています。
 ※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。
 ※保険料額1万円のケースについては、35歳未満は保険料月額1万円加入時、35歳以降は月額2万円で加入した場合です。



女性に優しい! 奥様も単独で入れます

農業者年金の加入には農地の権利名義は要りません。

ご主人だけの農業者年金加入では、ご主人の死去後は奥様の収入は国民年金だけになってしまいます。奥様も加入されることで老後が安心なものになります。

**家族経営協定がなくてもご加入いただけますが、
保険料の国庫補助を受けるには家族経営協定の締結が必要です。**

■家族経営協定に盛り込むとよい事項

- やりがいを持って働くために
農業者経営のビジョン・目的、日々の労働時間・休憩時間、給料や収益配分、農作業の役割分担等
- みんなで経営を充実させよう
経営の計画(目標・資金計画・所得目標・経営規模)、簿記記帳の担当、経営状況の把握、経営の役割分担等
- ゆとりある暮らしのために
生活の目標・役割分担、家計状況の把握、老後の生活設計、余暇・地域活動等
- 農業を続けていくために
経営や経営資産の移譲について、時期・方法、相続への対応等

**農業者年金の保険料の国庫補助を受けるためには、
家族経営協定に次の事項が盛り込まれていることが必要です。**

- ①農業者経営に関する基本的事項(規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の様態等)について、その配偶者又は後継者の合意に基づいて決定されること
- ②農業者経営から生じる収益が、経営主とその配偶者又は後継者の双方に帰属すること
- ③将来の経営継承について、経営主とその配偶者又は後継者の合意により行うこと

農業者の老後の生活の収入は、国民年金+農業者年金が基本です!

国民年金の支給額は月額最高6万6千円、夫婦お二人で約13万円です。一方、高齢農家の家計費は夫婦お二人で約22万円が必要です。→月額約10万円不足!

農業者年金が国民年金の不足分をしっかりとカバーします!

・夫と妻は同年齢で、30歳で保険料月額2万円で通常加入した場合の比較

	65歳~87歳の年金額(夫婦)	88歳~92歳の年金額(妻のみ)
ケース1 農業者年金に夫のみ加入	国民年金 夫 月額 6万6千円 妻 月額 6万6千円 計 月額 約13万円	国民年金 妻 月額 6万6千円
	農業者年金 夫 月額 4万4千円	農業者年金 なし
	合計: 月額 約17万4千円	合計: 月額 6万6千円
ケース2 農業者年金に夫婦で加入	国民年金 夫 月額 6万6千円 妻 月額 6万6千円 計 月額 約13万円	国民年金 妻 月額 6万6千円
	農業者年金 夫 月額 4万4千円 妻 月額 3万8千円 計 月額 8万2千円	農業者年金 妻 月額 3万8千円
	合計: 月額 約21万2千円	合計: 月額 約10万4千円

※農業者年金の試算額については、65歳までの運用利回り2.5%、65歳以降の予定利率は0.70%として行っています。
 ※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、令和5年度は0.70%となっています。
 ※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。



若年層には保険料の国庫補助による 手厚い政策支援

政策支援の要件と国庫補助額 (※保険料は本人負担分と補助分あわせて月2万円(固定)となります)

区分	必要な要件	本人負担の保険料(補助額)			
		35歳未満		35歳以上	
1	認定農業者かつ青色申告者	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
2	認定就農者かつ青色申告者	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
3	区分1又は区分2の要件を満たしている者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は直系卑属	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
4	認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者が、3年以内に区分1の要件を満たすことを約束した者	1万4千円	(6千円)	1万6千円	(4千円)
5	区分1又は区分2の要件を満たしていない者の直系卑属であり、35歳まで(25歳未満の者は10年以内)に区分1の要件を満たすことを約束した者	1万4千円	(6千円)	—	

※35歳未満で加入した者は、35歳から自動的に35歳以上の額に変更されます。
 ※区分1～5のそれぞれの要件に該当しなくなった場合、他の区分(国庫補助額が減額になることがあります)又は通常の保険料への変更が必要です。
 ※国庫補助を受けている間の保険料は月額2万円(国庫補助額を含む)になります。
 ※保険料の国庫補助を受けられる期間は最長20年間です。(35歳以上の補助は最長で10年間です)

通常加入(保険料月2万円)との本人負担額の比較

～農業者年金の受給額(年額)の試算～

加入年齢	納付期間	性別	保険料の国庫補助のない加入の場合(通常加入)		保険料の国庫補助を受ける加入の場合(政策支援加入)			
			保険料本人負担分総額	農業者老齢年金支給額(年間)	保険料本人負担分総額	支給総額(年間)	農業者老齢年金支給額	特例付加年金支給額
20歳	40年	男性	960万円	80万円	744万円	81万円	58万円	24万円
		女性		68万円		68万円	49万円	19万円
30歳	30年	男性	720万円	53万円	588万円	54万円	42万円	12万円
		女性		45万円		45万円	35万円	10万円
35歳	25年	男性	600万円	42万円	528万円	42万円	36万円	6万円
		女性		35万円		35万円	30万円	5万円

※上のケースは、保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.70%となった場合の試算です。予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ令和5年度は、0.70%です。(各金額は単位未満を四捨五入により表示しているため、内訳数字との合計が一致していません。)

政策支援加入(保険料の国庫補助)なら

65歳からの老齢年金と経営継承後の特例付加年金※3の2本立て

保険料の国庫補助を受ける加入は、経営継承(65歳以降でもかまいません。)後に受給開始されるので、受け取る年金は2本立てになります。農業者年金は納付された保険料と運用益を原資として年金額が決まります。若い時から加入することで少ない月々の負担でも、二段構えで老後生活に備えられます。



※1 本人負担分の年金 ※2 国庫補助分の年金

※3 特例付加年金は、全額国庫負担の年金であるため、①農業者年金の被保険者期間等が20年以上、②65歳に到達(請求により60歳まで繰り上げることができます)、③農業を営む者でなくなること(経営継承は65歳以降でも可能です)という3つの要件を満たした場合に受給できます。



税制面で大きな優遇

■保険料の全額が社会保険料控除の税制優遇措置を受けられます

支払った保険料は、同一生計の家族の分を含めた全額が社会保険料控除の対象となり、大きな節税効果を得られます。

課税対象所得	税率	保険料月額2万円 (年額24万円)の場合	保険料月額6万7千円 (年額80万4千円)の場合
195万円以下	15.1%	3万6千円	12万1千円
195万円超330万円以下	20.2%	4万8千円	16万2千円
330万円超695万円以下	30.4%	7万3千円	24万4千円

※保険料支払分で控除される所得税+復興特別所得税+個人住民税の額の試算です。保険料支払い後も保険料支払い前と適用される税率に変更がないものとして試算しています。

・積立方式・確定拠出型の年金で、運用は安心です。

制度発足以降20年間の運用利回りの平均は、年率で+2.94%です。

運用益は非課税で年金原資として積み上がります。

・年金を受け取る時には、公的年金による所得として公的年金等控除を受けることができます。

・死亡一時金は非課税です。

途中脱退、再加入も可能です

保険料の支払いが厳しい時などは、途中で脱退して保険料の支払いを一時停止することができます。この場合、納められた保険料については、脱退後も農業者年金基金が運用を続け、将来、年金として支給されます。(脱退一時金はありません。)また、加入要件を満たせばいつでも再加入できるので、年金原資の積み立てを再開できます。



Q&A 農業者年金のよくある質問

Q 加入する場合、どこに申し込めばいいですか？

A 加入の申込みは、最寄りの農業委員会かJAの農業者年金の担当窓口で受け付けています。申込み用紙は窓口にあります。申込みの際には、保険料の振替口座番号と国民年金の基礎年金番号が必要となります。

Q 保険料の支払い方法は？

A 加入の申込み手続きが完了しますと、被保険者証がご自宅に届きます。届いた月以降、申込みのときに指定された口座から毎月23日（休日の場合は翌営業日）に自動振替となります。保険料のお支払いは、毎月納付する方法と、翌年1年分の保険料を前納する方法があります。前納する場合の申込みは11月15日までで、12月23日に口座振替されます。

Q 保険料の額を変更するには？

A 保険料の額を変更したいときは、JAの窓口で変更手続きをすれば、2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円）から6万7千円の範囲で千円単位で希望する額に自由に変更できます。（ただし、保険料の国庫補助を受けているときは自由に変更できません。）

Q 脱退は自由にできるとのことですが、脱退した場合は保険料はどうなるのですか？

A 脱退した場合、脱退一時金は支払われません。それまでに積み立てた保険料は、将来、年金としてお支払いします。脱退後も積み立てた保険料の運用状況を毎年6月に基金からお知らせします。

Q 死亡一時金がありますか？

A 80歳前に亡くなった場合は、80歳までに受け取れるはずだった農業者老齢年金額の死亡時の現在価値相当額をご遺族（死亡時に同一生計であった、配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の順位）に死亡一時金としてお支払いします。
※死亡一時金は、加入期間等により保険料払込額を下回ることがあります。

Q 年金資産の運用はどうしているのですか？

A 農業者年金基金による年金資産は、国内債券を中心に安全性を重視した資産構成により運用しています。定期的に運用の専門家によるチェックも受けています。また、65歳以降の年金裁定時に、自分の年金原資が支払った保険料の合計額を下回る場合には、危険準備金からマイナス分が補填される仕組みがあります。

Q 加入後に会社勤めとなり、厚生年金に加入した場合はどうなりますか？

A 農業者年金に加入された後、厚生年金に加入するなど、以下のいずれかに該当されたときは、農業者年金の被保険者資格は喪失します。

- ①死亡したとき
 - ②国民年金の被保険者の資格を喪失したとき
 - ③国民年金の第2号被保険者又は第3号被保険者となったとき
 - ④国民年金の保険料の全額又は一部の額の納付が免除されたとき
 - ⑤65歳に達したとき（ただし、国民年金第1号被保険者の方は、60歳に達した時に資格を喪失します）
 - ⑥農業に従事する者でなくなったとき
- なお、資格喪失後もそれまで積み立てた保険料は農業者年金基金が運用し続け、将来、年金としてお支払いします。

●このパンフレットの内容は、2023年5月現在の関係法令に基づくもので、今後、法令改正等により取り扱いが変わる場合もあります。

詳しくは…

<https://www.nounen.go.jp>



農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人 農業者年金基金

●専門相談員

TEL: 03-3502-3199

●企画調整室

TEL: 03-3502-3942

1 水田活用の直接支払交付金等

【令和7年度予算概算決定額 287,000 (301,500) 百万円】

＜対策のポイント＞

食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化とともに、地域の特色をいかした魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携に基づいた低コスト生産の取組、畑地化による高収益作物等の定着等を支援します。

＜政策目標＞

- 麦・大豆等の作付面積を拡大 (麦30.7万ha、大豆17万ha、飼料用米9.7万ha [令和12年度まで])
- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大 (飼料用米：70万t、米粉用米：13万t [令和12年度まで])

＜事業の内容＞

1. 戦略作物助成

水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援します。

2. 産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づき、地域の特色をいかした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援します。

3. 都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合には、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で国が追加的に支援します。

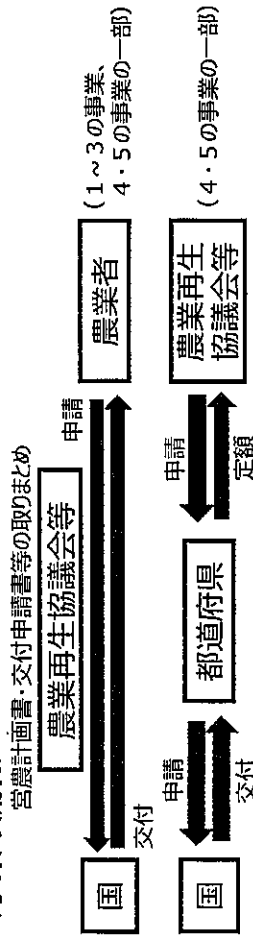
4. 畑地化促進助成

水田を畑地化し、高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る取組等を支援します。

5. コメ新市場開拓等促進事業 11,000 (11,000) 百万円
産地と実需者との連携の下、新市場開拓用米等の低コスト生産等の取組を行う農業者を支援します。*7

*7 予算の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a*1
WCS用稲	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a*2

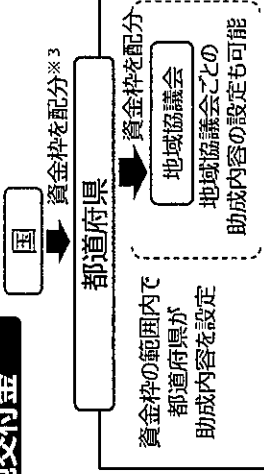
*1：多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10a

*2：飼料用米の一般品種について、令和7年度については標準単価7.0万円/10a (5.5～8.5万円/10a)、令和8年度においては標準単価6.5万円/10a (5.5～7.5万円/10a)とする

＜交付対象水田＞

- ・ たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外。
- ・ 5年間で一度も水張り（水稲作付）が行われない農地は令和9年度以降は交付対象水田としない。
- ・ 水張りは、水稲作付けにより確認することを基本とする。ただし、①漏水管理を1か月以上行い、②連作障害による収量低下が発生していない場合は、水張りを行ったものとみなす。

産地交付金



○ 当年産の以下の取組に応じた資金率を追加配分

取組内容	配分単価
そば、なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約*4（3年以上の新規契約を対象に令和7年度に配分）	1万円/10a

*3：作付転換の実績や計画等に基づき配分

*4：コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

畑地化促進助成（令和6年度補正予算と併せて実施）

- ① 畑地化支援*5：10.5万円/10a
- ② 定着促進支援*5（①とセット）：2万円（3万円*6）/10a×5年間
または10万円（15万円*6）/10a（一括）
*5：対象作物は、畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）及び高収益作物（野菜、果樹、花き等）
*6：加工・業務用野菜等の場合
- ③ 産地づくり体制構築等支援
- ④ 子実用とうもろこし支援（1万円/10a）

【お問い合わせ先】農産局企画課（03-3597-0191）

35 農地利用効率化等支援交付金

【令和7年度予算概算決定額 1,986 (1,086) 百万円】
 (令和6年度補正予算額 2,707百万円)

<対策のポイント>

地域計画の早期実現に向けて、地域の中核となる担い手が経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援するとともに、農地引受力の向上等に取り組む場合の支援を充実します。

<事業目標>

地域計画が策定された地域における担い手利用する農地面積の割合の増加

<事業の内容>

1. 地域農業構造転換支援タイプ

将来像が明確化された地域計画の早期実現を後押しするため、地域の中核となる担い手に対し、農地引受力の向上等に必要な農業用機械・施設の導入及び農業用機械のリース導入を支援します。

【補助率：購入 3/10、リース 定額 (上限1,500万円)】

※ リースは導入する農業用機械の取得相当額の3/7を定額で支援

2. 融資主体支援タイプ

地域計画の目標地図に位置付けられた者が、融資を受けて、経営改善の取組に必要な農業用機械・施設を導入する場合に支援します。

また、スマート農業、集約型農業経営、農業生産のグリーン化の取組について、優先枠を設けて支援します。

【補助率：3/10 (上限300万円等)】

3. 担い手確保・経営強化支援事業 【令和6年度補正予算額】2,707百万円

担い手の経営発展に必要な農業用機械等の導入を支援します。

<事業の流れ>

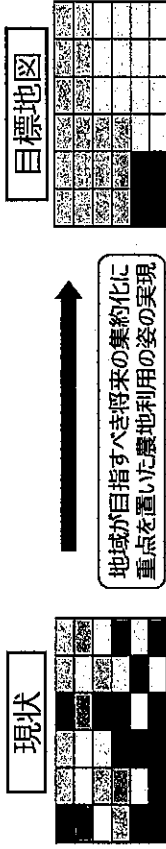


<事業イメージ>

令和6年度未だに地域計画が策定され、地域の将来を支える担い手や、地域が抱える課題が明確化

○ 将来像が明確化された地域計画が策定された地域において、地域農業構造転換支援タイプにより、担い手の農地引受力の向上等に必要となる農業用機械・施設の導入を支援し、地域計画を早期に実現

- 地域農業構造転換支援タイプにおいては、
 - ・ 地域計画に掲げられた農地の目標集積率が高い (8割以上等) 地域において、
 - ・ 地域の農地の引受けや農作業受託の中核となる担い手の農業用機械・施設の導入を支援。
 - ・ また、中長期的に更なる規模拡大等を計画する場合は、農業用機械のリース導入も可能。



地域農業の維持・発展

(この他、一定の条件を有する地域において、共同利用機械・施設の導入を支援する事業を実施)
 [お問い合わせ先] 経営局経営政策課担い手総合対策室 (03-6744-2148)

54 経営所得安定対策

【令和7年度予算概算決定額（所要額） 254,092（248,294）百万円】

<対策のポイント>

諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する畑作物の直接支払交付金及び農業収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和する米・畑作物の収入減少影響緩和交付金を担い手（認定農業者、集落営農、認定新規就農者）に対して直接交付します（いずれも規模要件はありません。）。

<政策目標>

米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営の安定

<事業の内容>

1. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

（所要額） 202,384（199,236）百万円
 諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金を直接交付します。

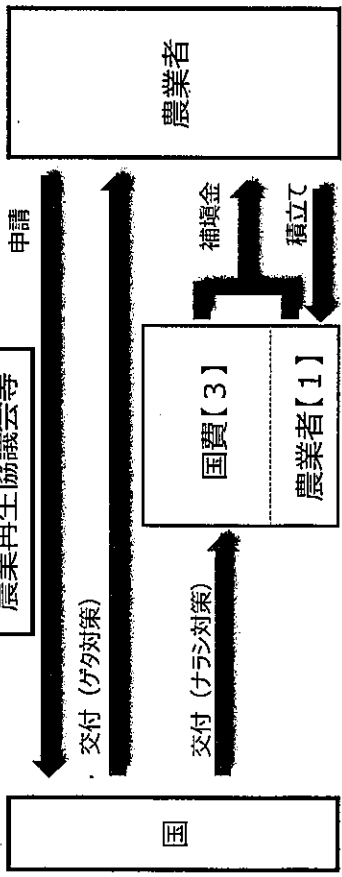
2. 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラム対策）

（所要額） 44,604（41,924）百万円
 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばいしよの令和6年度収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、対策加入者と国が1対3の割合で拠出した積立金から補填します。

3. 経営所得安定対策等推進事業等

7,104（7,134）百万円
 農業再生協議会が行う水田収益力強化ビジョン等の作成・周知や経営所得安定対策等の運営に必要な経費を助成します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

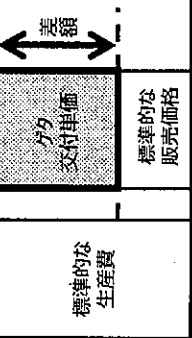
畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

対象作物	平均交付単価		平均交付単価
	課税事業者向け	免税事業者向け	
小麦	5,930円/60kg	6,340円/60kg	5,070円/1t
二条大麦	5,810円/50kg	6,160円/50kg	14,280円/1t
六条大麦	4,850円/50kg	5,150円/50kg	16,720円/45kg
ばか麦	8,630円/60kg	9,160円/60kg	7,710円/60kg
大豆	9,430円/60kg	9,840円/60kg	8,130円/60kg

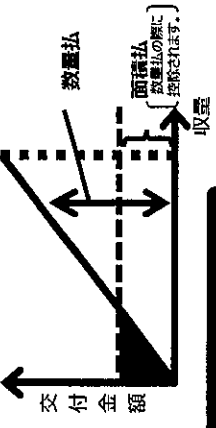
[交付単価] (令和5年度～7年度まで適用) 数量払の交付単価は品質区分に応じて設定

[面積払] 当年度の作付面積に基づき数量払の先払いとして交付
 2万円/10a (そばについては、1.3万円/10a)

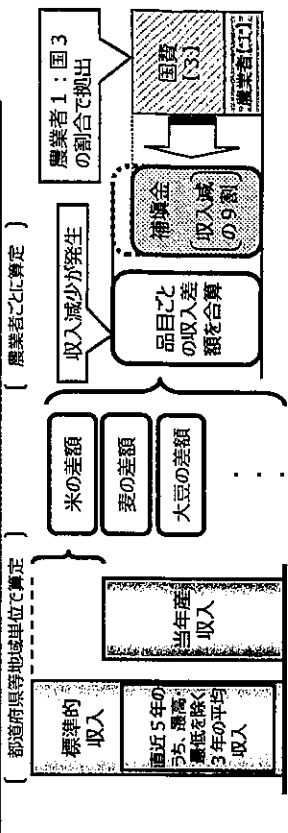
<交付単価のイメージ>



<数量払と面積払との関係>



米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラム対策）



【お問い合わせ先】 農産局穀物課経営安定対策室（03-3502-5601）

72 みどりの食料システム戦略推進総合対策

【令和7年度予算概算決定額 612 (650) 百万円】
 【令和6年度補正予算額 3,828 百万円】

＜対策のポイント＞

環境と調和のとれた食料システムの確立に向け、調達から生産、加工・流通、消費に至るまでの環境負荷低減と持続的発展に向けたモデル的取組の横展開や有機農業の取組拡大、地域資源の循環利用を図るとともに、環境負荷低減の取組の「見える化」等関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくりの推進、環境負荷低減の取組強化に向けた新たな制度設計に必要な調査を支援します。

＜政策目標＞

化学農薬（リスク換算）・化学肥料の使用量の低減等みどりの食料システム戦略に掲げたKPIの達成 [令和12年]

＜事業の内容＞

1. みどりの食料システム戦略推進交付金

361 (381) 百万円
 【令和6年度補正予算】3,281百万円

地域の特色を生かしたモデル的取組の横展開を図るため、以下の取組を支援します。

- ① みどり認定農業者による環境負荷低減の取組の拡大・定着に向けたサポートチームの体制整備
- ② 技術の速やかな普及に向け複数の産地で実施する環境にやさしい栽培技術の検証等を通じた

グリーンな栽培体系への転換の加速化

- ③ 有機農産物の学校給食での利用や産地と消費地の連携等による生産から消費まで一貫した有機農業推進拠点（オーガニックビレッジ）づくり及び有機農業を広域で指導できる環境整備
- ④ 慣行農業から有機農業への転換促進

環境負荷低減と収益性向上を両立した施設園芸重点支援モデルの確立

- ⑤ 環境負荷低減と収益性向上を両立した施設園芸重点支援モデルの確立
- ⑥ みどり法の特定認定等を受けた生産者やその取組を支える事業者が行う機械・施設導入
- ⑦ 地域の資源・再生可能エネルギーを地域の農林漁業において循環利用する包括的な計画（農林漁業循環経済先導計画）の策定やその計画に基づき行う施設整備

- ⑧ 地域のバイオマスを活用したバイオマスプラント等の導入、バイオ液肥の利用促進
- ⑨ 資源作物や未利用資源のエネルギー利用を促進する取組及び次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組

2. 関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくり

252 (270) 百万円
 食料システム関係者の行動変容と相互連携を促す環境整備を支援・実施します。

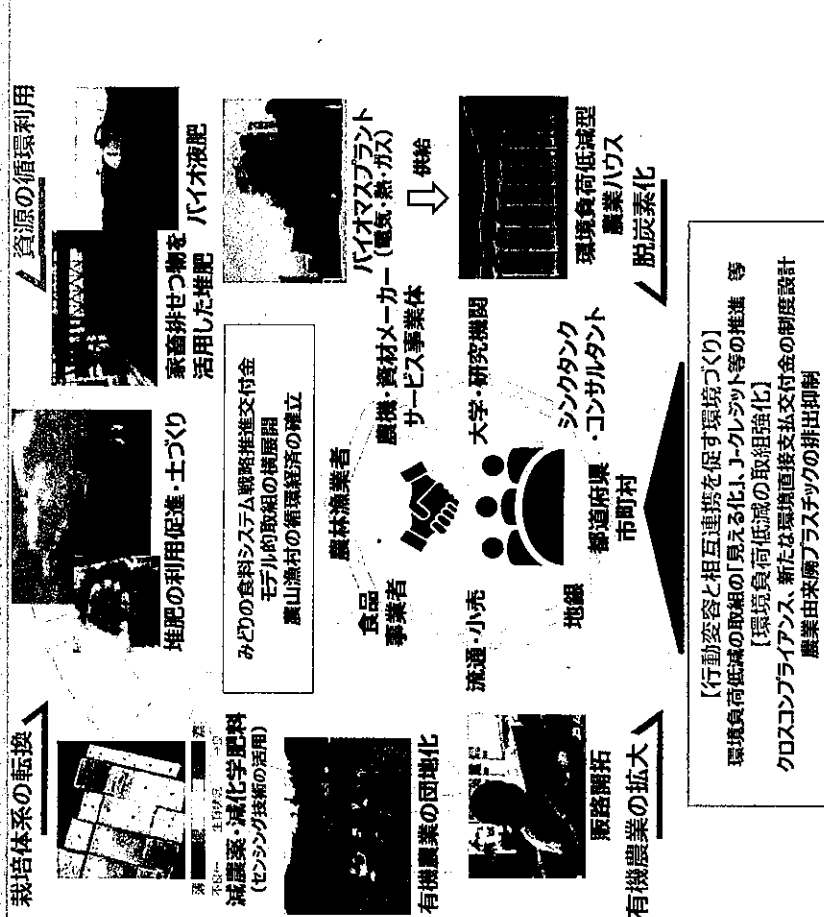
- ① 環境負荷低減の取組の「見える化」の推進、J-クレジットの創出拡大、二国間クレジット活用に向けた環境整備、地域気候変動適応策の調査
- ② 有機農業への新規参入促進や有機加工食品原料の国産化、国産有機農産物の需要拡大
- ③ 再生可能エネルギー導入に向け、現場のニーズに応じた専門家の派遣

3. 環境負荷低減の取組強化のための新たな制度設計等 [令和6年度補正予算額]547百万円

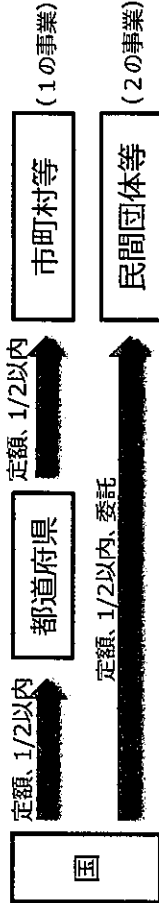
- ① 環境負荷低減のクロスコンプライアンスの円滑な導入に向けた検証及びマニュアル作成の実施
- ② 新たな環境直接支払交付金の設計に必要な調査の実施
- ③ 農業分野のプラスチック排出抑制に向けた計画策定、プラスチック代替資材への切替え検討

【お問い合わせ先】 大臣官房みどりの食料システム戦略グループ（03-6744-7186）

＜事業イメージ＞



＜事業の流れ＞



73 日本型直接支払

【令和7年度予算概算決定額 81,312 (77,330) 百万円】

<対策のポイント>

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動の保全に資する農業生産活動を支援します。

<政策目標>

地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動による農業・農村の多面的機能の維持・発揮

<事業の全体像>

近年の農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられ国民全体が享受している多面的機能（国土保全、水源涵養、景観形成等）の発揮に支障が生じつつあることから、平成27年度から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、地域の共同活動による多面的機能の発揮を促進する制度として実施しています。

↑ 多面的機能の発揮

環境保全型農業直接支払
2,804 (2,641) 百万円

生産方式
に着目

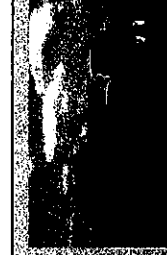
◎自然環境の保全に資する生産方式を導入した農業生産活動を推進するため、活動の追加的コストを支援



有機農業



緑肥の施用



堆肥の施用

多面的機能支払
50,048 (48,589) 百万円

活動内容
に着目

【資源向上支払】

◎地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・生態系保全などの農村環境保全活動
- ・施設の長寿命化のための活動 等



水路のひび割れ補修



ため池の外來種駆除

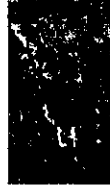
【農地維持支払】

◎多面的機能を支える共同活動を支援

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、規模拡大を後押し

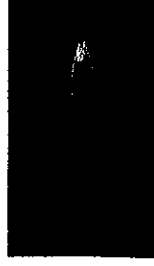
↑ 多面的機能の発揮

中山間地域等直接支払
28,460 (26,100) 百万円

対象地域
に着目

◎中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、**将来に向けた農業生産活動の継続を支援**

- ・農業生産活動（耕作放棄の防止活動等）
- ・多面的機能を増進する活動（周辺林地の管理、景観作物の作付等）



中山間地域
(山口県長門市)

環境保全型農業直接支払交付金

【令和7年度予算概算決定額 2,804 (2,641) 百万円】

<対策のポイント>

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るとともに、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、農業生産に由来する環境負荷を低減する取組と合わせて行う**地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援**します。第3期対策（令和7年度）から、支援対象取組等を一部見直し、有機農業の移行期への重点支援や、水田からのメタン排出を抑制するための仕組みの導入などを行います。

<事業目標>

温室効果ガス排出削減への貢献、生物多様性保全の推進

※ 令和9年度を目標に創設する新たな環境直接支払交付金の検討の中で、本事業を見直し、みどりの食料システム法認定農業者による先進的な環境負荷低減の取組を支援することを検討します。

<事業の内容>

1. 環境保全型農業直接支払交付金 2,686 (2,550) 百万円

- ① 対象者：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
- ② 対象となる農業者の要件
 - ア 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
 - イ 環境負荷低減のチェックシートによる自己点検に取り組むこと
 - ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと
- ③ 支援対象活動

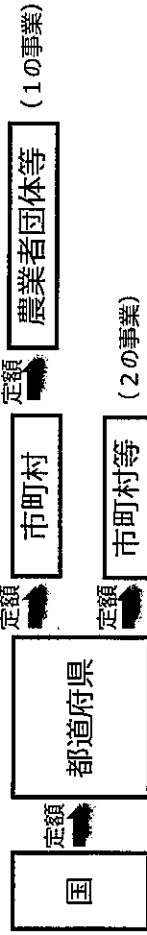
化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う**地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動**
- ④ 取組拡大加算

有機農業の新規取組者の受入れ・定着に向けた活動を支援

2. 環境保全型農業直接支払推進交付金 118 (91) 百万円

都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の推進を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【支援対象取組・交付単価】

化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の取組

▶ 全国共通取組 国が定めた全国を対象とする取組

全国共通取組		取組内容	交付単価 (円/10a)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外注1) そば等雑穀、飼料作物	国際水準の有機農業を実施する移行期の取組 (有機JAS認証取得を求めものではありません。)	14,000 3,000
堆肥の施用注2)		主作物の栽培期間の前後のいづれかに堆肥を農地へ施用(0.5t(水稲)又は1t(水稲以外)/10a以上)する取組	3,600
緑肥の施用注2)		カバークロープ、リビングマルチ、草生栽培のいづれかを実施する取組	5,000
総合防除注2)	そば等雑穀、飼料作物以外 そば等雑穀、飼料作物	IPM実践指標の6割以上を達成するとともに、畦畔機械除草や交信攪乱剤の利用等の活動を実施する取組	4,000 2,000
炭の投入		炭を農地へ施用(50kg又は500L/10a以上)する取組	5,000

注1) このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合(土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、緑肥の施用、炭の投入のいずれかを実施する場合は、2,000円を加算)。

注2) 主作物が水稲の場合、長期中干しや秋耕等のメタン排出削減対策をセットで実施。

▶ 地域特認取組

地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組 ※都道府県が設定します。

※全国共通取組や多面的機能支払での支援対象となっていない取組が対象

【取組拡大加算】

有機農業に新たに取組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体に対し、活動によって増加した新規取組面積に応じて支援
(交付単価：4,000円/10a)

※本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額される場合があります。

【お問い合わせ先】 農産局農業環境対策課 (03-6744-0499)

飼養衛生管理基準に係る定期報告について

家畜伝染病予防法第12条の4に基づき、毎年2月1日時点の飼養頭羽数及び飼養管理基準の遵守状況等を都道府県知事に報告するよう義務付けられております。

定期報告により、「発生の予防」と「早期の発見・通報」、さらには「初動の対応」を行うことができます。

飼養衛生管理基準の趣旨

- ① 農家の防疫意識の向上
- ② 消毒等を徹底するエリアの設定
- ③ 毎日の健康観察と異状確認時における早期通報等の再確認
- ④ 埋却地の確保
- ⑤ 大規模農場に関する追加措置

※飼養衛生管理基準の遵守について

飼養衛生管理基準の遵守状況は、手当金の交付額を決定する際にも減額要因として考慮されます。発生農家における日頃の飼養衛生管理状況が飼養衛生管理基準から大きく逸脱していないか、さらに、適切に早期通報がなされたかどうかといった点を精査し、標準的な飼養衛生管理水準と比べて大きく劣っている場合は、減額される又は交付されない恐れがあります。

【問い合わせ先】

- | | |
|-------------------|----------|
| J A とまこまい広域畜産部 | ☎22-2722 |
| J A とまこまい広域早来支所 | ☎22-2525 |
| J A とまこまい広域追分支所 | ☎25-2525 |
| 安平町産業振興課農政・畜産グループ | ☎22-2515 |



安平町酪農・畜産特別対策事業のご案内

R7年度予算額 920 千円

生乳生産の減産傾向及び飼料価格の高止まり等を受け、酪農家の経営安定を図るため、良質粗飼料確保の取組みを支援します。

1. 草地更新 [該当予算額 920 千円]

補助の内容

- 対象者 町内に住所を有する畜産（酪農・肉牛）農家
- 対象経費 草地更新に必要な購入種子を標準量で播種するために要した経費
- 交付率 事業費の20%以内（ただし、消費税は除く。）

事業実施主体 とまこまい広域農業協同組合

【問い合わせ先】

J A とまこまい広域畜産部 ☎22-2722
J A とまこまい広域早来支所 ☎22-2525
J A とまこまい広域追分支所 ☎25-2525
安平町産業振興課農政・畜産グループ ☎22-2515



ゲノミック評価による和牛改良事業のご案内

R7年度予算額 600千円

町内の和牛飼養農家のほとんどは素牛販売による経営形態であることから、市場購買者からの産肉成績を収集するのは困難であった。

乳牛の改良に活用されているゲノミック（遺伝子情報）の解析によって、本牛の能力を瞬時に判明することが可能となる。

これらのことから、和牛繁殖農家の後継牛を選抜するうえで有効な判断材料となり、黒毛和種繁殖牛群の更なる高位平準化並びに素牛市場の有利販売につながる、ゲノミック評価の取組を支援します。

補助の内容

- | | |
|--------|-----------------------------|
| ○対象者 | 町内に住所を有する和牛繁殖農家 |
| ○対象経費 | 遺伝子検査に要する経費 |
| ○交付額 | 1頭あたり1/2助成
(行政1/4・農協1/4) |
| 事業実施主体 | とまこまい広域農業協同組合 |

【問い合わせ先】

- | | |
|-------------------|----------|
| J A とまこまい広域畜産部 | ☎22-2722 |
| J A とまこまい広域早来支所 | ☎22-2525 |
| J A とまこまい広域追分支所 | ☎25-2525 |
| 安平町産業振興課農政・畜産グループ | ☎22-2515 |



安平町デントコーン作付連携事業のご案内

【実施期間：R7～9年度】

R7年度予算要求額 4,104千円

酪農家と耕種農家が連携してデントコーンの作付けを行い、乳脂肪の向上及び輪作体系の確立を図り、地域内での循環型農業に挑戦する取組に対して支援します。

1. 交付対象者

① 町内に住所を置く酪農家

2. 交付要件

① 自家用サイレージとなるデントコーンの栽培作業全般（収穫は含まない。）を町内の耕種農家に委託していること。

3. 交付単価

10アール当たり 8,000円以内

4. 事業実施主体

酪農振興協議会、農業協同組合など

5. 事業実施期間

令和7年度から令和9年度まで（3年間）

【問い合わせ先】

J A とまこまい広域畜産部 ☎22-2525

J A とまこまい広域各支所 ☎各局-2525

安平町産業振興課農政・畜産グループ ☎22-2515



■ 酪農家が耕種農家に支払う10アール当たり委託料金（案）【参考】

現物収量	基本料金	堆肥を提供した場合		助成額 (交付額)
		運搬のみ	プラス散布	
6,500 kg以上	39,000円	▲ 2,000円	▲ 5,000円	▲ 8,000円以内
6,000 kg以上	36,000円			
5,500 kg以上	33,000円			
5,000 kg以上	30,000円			
4,500 kg以上	28,000円			

※ 生育期間 85日タイプは、主に小麦前作を想定したものです。

※ 上記委託料には、収穫作業は含まれておりません。

安平町新規就農者支援一覧

R 6 年 2 月 現在

■新規就農支援

事業名	対象者・要件	支援措置の内容
新規就農者招致育成事業	新規就農者	1. 新規就農者奨励金及び利子補給金 [5年間] <input type="checkbox"/> 農用地等の年間賃借料の1/2以内 <input type="checkbox"/> 農用地等の固定資産税相当額 <input type="checkbox"/> 農用地等の取得のため借り入れた農業関係制度資金の借入金利子に対する1.0%以内の利子補給 <input type="checkbox"/> 経営開始に必要な農業機械・施設の導入、農地取得等に対し、導入経費の1/2以内(上限300万円) 青年等就農計画の認定を受けてから5年間。ただし、限度額に達するまでとする。
	就農研修生	2. 就農研修生奨励金 <input type="checkbox"/> 住宅料の1/2以内(上限15,000円) (ただし、民間賃貸住宅に限る。) <input type="checkbox"/> 特別研修受講費の10/10
	受入農業者 農業指導団体	3. 営農指導費助成金 <input type="checkbox"/> 体験実習生に行う指導(60日以内) 日額1,000円 <input type="checkbox"/> 就農研修生に行う指導(2年以内) 月額30,000円
新規就農定住促進事業	新規就農者 農業後継者	1. 新規就農定住促進助成金(5年以上農業に従事するもの) <input type="checkbox"/> 新規就農者: 20万円(概ね23歳以上~40歳未満) <input type="checkbox"/> 農業後継者: 20万円 (ともに金額相当の品)

■体験実習支援

事業名	対象者・要件	支援措置の内容
新規就農者招致育成事業	体験実習生	1. 体験実習生奨励金(30日以上60日以内の範囲) <input type="checkbox"/> 日額1,000円

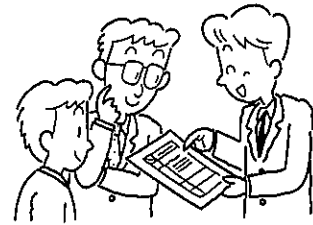
■研修支援(新規参入・就農研修者育成向け支援)

研修支援名称	対象者・要件	支援内容
就農ルーキーズカレッジ	新規就農者 就農研修生 農業後継者等	【設置目的】 就農研修生等に対する総合的な研修を実施 【研修内容】 トレーニングファームの設置、各種機関研修・事業の活用等、就農実践圃場での研修

■滞在施設(新規参入・就農研修・体験実習者用滞在施設)

滞在施設名称	対象者・要件	施設内容
新規就農者用住宅	新規就農者 就農研修生 体験実習生	1. 安平町追分白樺(4LDK1戸) <input type="checkbox"/> 貸付料: 月額20,000円 2. 安平町安平(3LDK1戸) <input type="checkbox"/> 貸付料: 月額30,000円
移住促進住宅	新規就農者 就農研修生	1. 安平町追分本町、早来北進、遠浅(3戸) <input type="checkbox"/> 構造: 2~3LDK、延床面積51.89~95.70㎡ <input type="checkbox"/> 貸付料: 月額10,000~12,000円

安平町新規就農定住促進助成制度のご案内



1 助成対象者 (次の要件を全て満たす方)

新規に農業経営者となる方

- ① 概ね23才以上40才未満の方。
- ② 町内において農用地及び農業用施設用地等を取得又は借受した方。
- ③ 今後5年以上農業に従事することが確実に見込まれる方。

※ 経営移譲による権利取得は該当しません。

農業後継者となる方

(Uターン・新規学卒)

- ① 町内で農業を営む親とともに農業に従事し、後継者として見込まれる者。
- ② 今後5年以上農業に従事することが確実に見込まれる方。
- ③ 安平町在住者

※ 後継者の基準日は、農地基本台帳に初めて登録された日となります。

2 助成額

新規農業経営及び農業後継者ともに20万円相当(ポイントあびら)が助成されます。

3 その他

- ① 申請時期は助成要件を満たした日から1年以内となります。
- ② 過去に当該助成金の支給を受けた方は、該当しません。
- ③ 助成金の支給を受けた日から5年以内に農業に従事しなくなった場合又は休業した場合は、助成金を返還していただくこととなります。

4 問い合わせ先

安平町産業振興課 農政・畜産グループ ☎22-2515 (課直通)

39 新規就農者育成総合対策

【令和7年度予算概算決定額 10,748 (9,638) 百万円】
 (令和6年度補正予算額 5,416百万円)

<対策のポイント>

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、経営発展のための機械・施設等の導入を地方と連携して親元就農も含めて支援するとともに、就農に向けた研修資金、経営開始資金の交付、地域における農地の受け手確保に向けた新規就農者の誘致環境の整備等の取組を支援します。また、農業高等学校、農業高校等における農業教育の高度化、就農相談会の開催等の取組を支援します。

<政策目標>

40代以下の農業従事者の拡大

<事業の内容>

1. 経営発展への支援

就農後の経営発展のために、都道府県が機械・施設等の導入を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援します。

2. 資金面の支援

- ① 新たに経営を開始する者に対して、資金を交付します。
- ② 研修期間中の研修生に対して、資金を交付します。

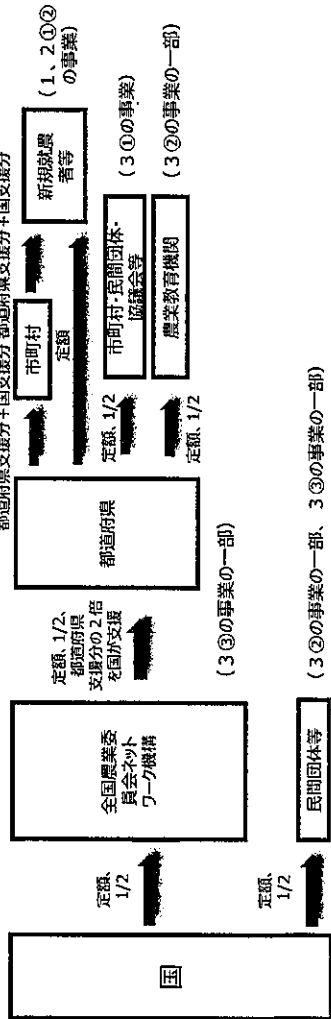
3. 誘致環境の整備、農業教育の高度化への支援

- ④ 地域計画の策定により明らかになる受け手のない農地に新規就農者を誘致するための体制づくり、誘致の実践、就農前後の方々に対するトータルサポート活動及び研修農場の整備を支援します。
- ② 農業高等学校・農業高校等における農業教育の高度化を支援します。
- ③ 就農相談会の開催等による多様な人材の確保を支援します。

(令和6年度補正予算) 新規就農者確保緊急円滑化対策

親元就農者を含む新規就農者の経営継承・発展の取組を支援するとともに、就農前後の資金面、教育環境の整備等を支援します。

<事業の流れ>



1. 経営発展への支援

経営発展支援事業※1

(機械・施設、家畜導入、果樹・茶改植、機械リース等が対象)

対象者：認定新規就農者※2 (就農時49歳以下)

支援額：補助対象事業費上限1,000万円 (2④の交付対象者は上限500万円)

補助率：都道府県支援分の2倍を国が支援 (国の補助上限1/2 (例) 国1/2、都道府県1/4、本人1/4)

特別枠：将来像が明確化された地域計画等に位置付けられる者に対する「地域計画早期実現支援枠」を設け、機械・施設等の修繕・移設・撤去 (補助率 国：1/3、都道府県又は市町村：1/3 (任意)) を支援]

<事業イメージ>



2. 資金面の支援

① 経営開始資金※3

対象者：認定新規就農者※4 (就農時49歳以下)

支援額：12.5万円/月(150万円/年)※5

X最長3年間

補助率：国10/10

② 就農準備資金※3

対象者：研修期間中の研修生(就農時49歳以下)

支援額：12.5万円/月(150万円/年)※5

X最長2年間

補助率：国10/10

3. 誘致環境の整備、農業教育の高度化への支援

① 農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業

- ・新規就農者の誘致体制の整備
- ・復教機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築、誘致の実践
- ・就農前後の方々に対するトータルサポート活動
- ・研修農場の整備
- ・実践的な研修を行う研修農場に必要な農業用機械・設備の導入、施設整備

② 農業教育高度化事業

- ・農業高等学校・農業高校等における農業機械・設備等の導入
- ・国際的な人材育成に向けた海外研修
- ・スマート農業、環境と調和のとれた農業等のIT・デジタル強化
- ・現場実習や出前授業の実施
- ・先進的な教育・研修プログラムの創出 等

③ 農業人材確保推進事業

就農相談会の開催 等

- ※1 取組計画に応じた事業採択方式で実施
- ※2 新規参入者、親元就農者(親の経営に従事してから5年以内に継承した者)が対象
- ※3 前年の世帯所得が原則600万円以下の者を対象
- ※4 新規参入者、親元就農者(親の経営に従事してから5年以内に継承した者)のうち経営発展に向けた取組を行い、新規参入者と同等の経営リスクを負う者が対象
- ※5 支払方法(月毎、半年等)は交付主体による選択制

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課 (03-3502-6469)

50 農地耕作条件改善事業

【令和7年度予算概算決定額 19,843 (19,843) 百万円】

＜対策のポイント＞

農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件への転換、高収益作物への転換、麦・大豆の増産、スマート農業の導入、水田貯留機能の向上に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせて支援します。

＜事業目標＞

基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（約8割以上 [令和7年度まで]）

＜事業の内容＞

地域の多様なニーズに応じて、以下の1～6を支援します（1～6は組み合わせることが可）。

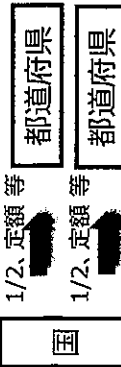
1. **農地集積促進**
畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の担い手への集積に向けたきめ細かな耕作条件の改善を支援します。
2. **高収益作物転換**
高収益作物への転換に向けた基盤整備に加え、輪作体系の検討や栽培技術の研修会、高付加価値農業施設等の設置等の高収益作物への転換に必要な取組を支援します。
3. **スマート農業導入**
スマート農業の導入に向け、基盤整備と一体的に行うGNSS基地局の設置等を支援します。
4. **病害虫対策**
農地の土層改良や排水対策等の病害虫の発生予防・まん延防止に必要な基盤整備等を支援します。
5. **水田貯留機能向上**
水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な基盤整備等を支援します。
6. **土地利用調整**
多様で持続的かつ計画的な農地利用のためのゾーニングに必要な交換分合や基盤整備等を支援します。

※地域誌計画内における整備農地周辺の未整備農地を整備する場合、機構集積推進費の活用が可能

※高収益作物の転換割合に応じ、高収益作物導入促進費の活用が可能
（事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象外の農地となる場合、高収益作物導入推進費の活用が可能）

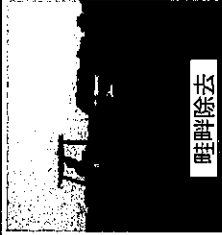
【実施区域】 農振農用地のうち地域誌計画の策定区域等
【実施要件】 総事業費200万円以上、農業者数2者以上 等

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

きめ細かな耕作条件改善への支援



畦畔除去



暗渠排水



土層改良

高収益作物への転換に向けた支援



技術研修会



高付加価値農業施設の設定

スマート農業導入への支援



GNSS基地局設置



自動操舵システム導入

「田んぼダム」の取組支援



落水口と堰板の整備



病害虫対策への支援

客土・反転耕

【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課（03-6744-2208）

52 畑作等促進整備事業

【令和7年度予算概算決定額 2,200 (2,200) 百万円】

<対策のポイント>

麦・大豆や野菜等の生産拡大を図るため、畑作物・園芸作物を作付けする地域において、畑地かんがい施設の整備や農地の排水改良等の基盤整備をきめ細かく機動的に支援します。

<事業目標>

基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している地区の割合（約8割以上〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. ハード事業

畑作物・園芸作物の生産性向上のための畑地かんがい施設の整備や区画整理、農道整備、水稲から畑作物・園芸作物への作付転換に必要な排水改良やパイプライン化等の基盤整備を支援します。

2

2. ソフト事業

実証ほ場の設置・運営、農業機械・施設のリース、果樹・茶に係る新植・移植支援、作付転換支援等の営農の転換等に向けた取組を基盤整備と一体的に支援します。

【実施区域】 農振農用地（畑作物・園芸作物が作付けされる農地）等

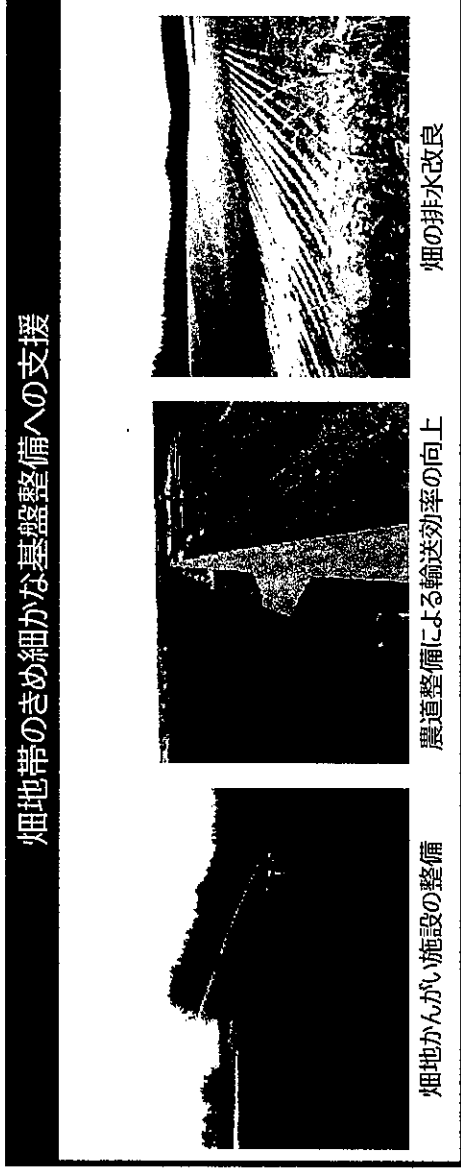
【実施要件】 総事業費200万円以上、農業者数2者以上、

工事期間原則5年以内 等

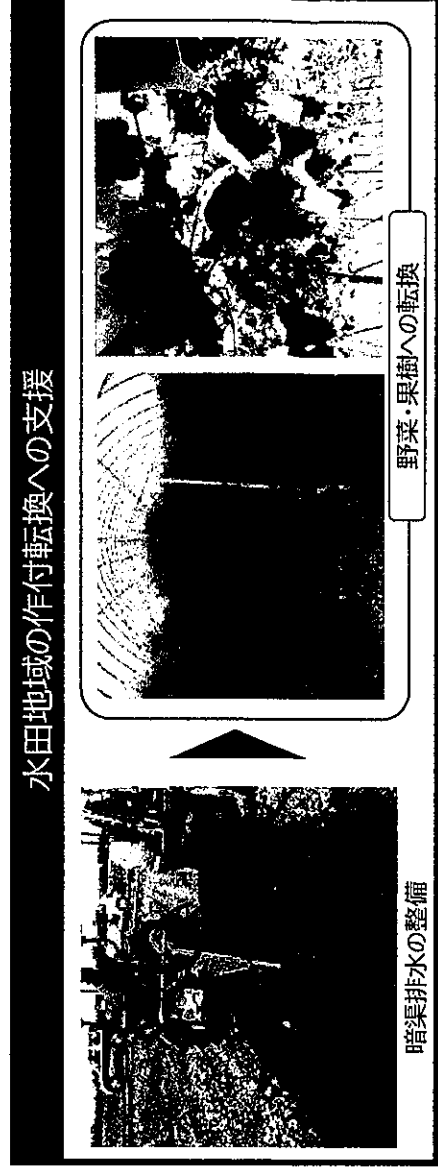
<事業の流れ>



畑地帯のきめ細かな基盤整備への支援



水田地域の作付転換への支援



【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)

畑作等促進整備事業 事業概要等

1 目的及び趣旨

国は、畑作物・園芸作物の生産拡大等を推進するため、水田の畑地化や畑地かんがい施設等の基盤整備を決きめ細かく機動的に支援し、農業競争力及び食料安全保障の強化を図ることを目的とする。

2 実施要件

- ・総事業費：200万円以上
- ・農業者数：2社者以上
- ・対象区域：農振農用地（畑作物・園芸作物が作付けされる農地であること）
- ・工事期間：5年以内

3 実施主体

都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合等

4 事業内容

(1) 定率助成：補助率55%（※農業用排水施設については道費14%加算）
対象事業：農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道
営農環境整備、小規模園地整備、園芸施設の撤去及び設置

(2) 定額助成：補助割合 標準的な工事費の1/2相当
対象事業：区画拡大（畦畔除去等）、暗渠排水、湧水処理、土層改良、客土
末端畑地かんがい施設、畑作転換工

5 受益者負担について

- (1) 定率助成：総事業費のうち、国費55% 受益者45%
- (2) 定額助成：総事業費に要する費用が、国の助成する金額を超えた分について
受益者が負担 ※別紙1参照

6 その他留意事項

- ・本事業の受益地は水活交付金の交付対象水田から除外される。
- ・現況が畑地で、現在水活交付金の交付対象水田においても事業実施が可能。
- ・本事業の実施と併せて水田活用の直接支払交付金の畑地化支援、定着促進支援を受けることが可能。

7 事業実施予定（受益者2名）

- ・令和6年度 定率助成：農業用排水施設 L=40.0m 測量調査設計業務
- ・令和7年度 定率助成：農業用排水施設 L=40.0m 設置工事
定額助成：暗渠排水 A=1.00ha 調査設計及び工事

別表1 (定額助成 (ハード事業))

事業種類	事業内容等	上限単価
1 ほ場の区画拡大	畦畔除去、均平作業等による区画拡大	
(1) 水路の変更を伴わないもの		
ア 畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって表土扱いを行う場合	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)	25.0万円/10a 【18.0万円/10a】
イ 畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行う場合		23.5万円/10a 【17.0万円/10a】
ウ 畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行わない場合	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大簡易整備工(ブルドーザ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)	6.0万円/10a 【5.0万円/10a】
エ 畦畔撤去のみの場合	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大畦畔除去(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)	3.5万円/100m 【3.5万円/100m】
オ 緩傾斜化	畦畔で隣接するほ場の高低差1.5mの30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)に緩傾斜化。	10.5万円/10a 【7.0万円/10a】
(2) 水路の変更を伴うもの		
ア 水路で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって表土扱いを行う場合		42.0万円/10a 【29.5万円/10a】
イ 水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行う場合	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大。ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)、構造物撤去、管設置。	40.0万円/10a 【28.5万円/10a】
ウ 水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行わない場合		22.5万円/10a 【16.5万円/10a】
2 暗渠排水	吸水渠(本暗渠管)の感覚が10m以下の暗渠排水の新設	
(1) バックホウ工法を用い、表土扱いを行う場合	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管(管径50mm~60mm)を3本埋設 表土はぎ取り等(ブルドーザ)、掘削(バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)	19.0万円/10a 【13.5万円/10a】
(2) バックホウ工法を用い、表土扱いを行わない場合	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管(管径50mm~60mm)を3本埋設 掘削(バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)	17.0万円/10a 【12.0万円/10a】
(3) トレンチャ工法を用い、表土扱いを行わない場合	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管(管径50mm~60mm)を3本埋設 掘削(トレンチャ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)	12.0万円/10a 【8.5万円/10a】
(4) 掘削同時埋設工法を用い、表土扱いを行わない場合	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管(管径50mm~60mm)を3本埋設 掘削・暗渠排水管布設・被覆材投入(同時埋設)、資材小運搬、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)	10.5万円/10a 【7.5万円/10a】
3 湧水処理	湧水処理のための暗渠管等の新設	
(1) 表土扱いを行う場合	本暗渠管(管径50mm~60mm)設置 表土はぎ取り等(ブルドーザ)、掘削(バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)	20.5万円/100m 【14.0万円/100m】
(2) 表土扱いを行わない場合	本暗渠管(管径50mm~60mm)設置 掘削(バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)	18.5万円/100m 【12.5万円/100m】
4 末端畑地かんがい施設	末端畑地かんがい施設の新設、廃止又は変更	
(1) 樹園地の場合		29.0万円/10a 【20.5万円/10a】
(2) 樹園地以外の畑地の場合	掘削(バックホウ)、管布設(人力)、散水設備、埋戻(バックホウ)	18.5万円/10a 【13.0万円/10a】
(3) ほ場外からの接続管		6.5万円/100m 【4.5万円/100m】
(4) 給水栓設置のみの場合	掘削(バックホウ)、管布設(人力)、給水栓設置(人力)、埋戻	2.0万円/箇所

	(バックホウ)	[1.5万円/箇所]
5	土層改良	農用地における土層の改良
(1)	反転耕	病害虫発生又はまん延のおそれのある農用地における50cm以上の反転耕(バックホウ)
(2)	混層耕	病害虫発生又はまん延のおそれのある農用地における耕起深60cm以上の混層耕(トラクタ、プラウ)
(3)	堆肥施用	病害虫発生又はまん延のおそれのある農用地への堆肥散布(トラクタ、スプレッド)
(4)	明渠排水	病害虫発生又はまん延のおそれのある農用地の周囲における排水溝の新設(バックホウ)
(5)	客土	耕土深15cm以下の農用地を対象に、層厚10cm以上の客土客土材運搬(バックホウ、ダンプトラック)、客土材散布・整地(ブルドーザ、バックホウ)
(6)	除礫	30mm以上の石礫を5%以上含む農用地を対象に、深度30cm以上の除礫除礫(ストーンローダ、バックホウ、ダンプトラック)、整地(ブルドーザ)
6	更新整備	更新する必要がある用水路等の整備
(1)	用水路	土水路からW300H300以上のコンクリート用水路への更新 土工(バックホウ)、用水路工、附帯工(樹掘付工、取水ゲート掘付工)
(2)	排水路	土水路からW500H500以上のコンクリート排水路への更新 土工(バックホウ)、排水路工、仮設工(水替え、マット敷設)
(3)	農作業道	未舗装道から幅4m以上の舗装道への更新 土工(バックホウ)、路床材投入(バックホウ)、路床工(ブルドーザ、ローラ等)、路盤工(ローラ等)、舗装工(ローラ等)
(4)	排水口	排水口への樹の掘付 土工(バックホウ)、附帯工(樹掘付工)
(5)	特認事業	事業採択申請時に地方農政局長等が特に必要と認めるものに限る、必要な単価を定める
7	畑作転換工	
(1)	額縁明渠工	農道等からの降雨流入水を遮断する排水溝の新設
(2)	酸度矯正	酸性の強い水田土壌から小麦・大豆の作付けに適した酸度に調整するための酸度調整

- (注) 1 事業内容等に記載している内容は、上限単価を構成する想定施工内容を示すものであり、施工を限定するものではない。
2 施工の全部を農業者施工により実施する場合には、【 】内に定める単価とする。
3 1から5までにあつては、助成額は、受益面積のうち1アール未満又は施工延長のうち10メートル未満を、一筆の農地ごとに切り捨てて算出するものとする。また、定額助成の事業種類の欄6にあつては、施工延長のうち10メートル未満を切り捨てて算出するものとする。
4 耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり上限単価を減算するものとする。
(1) 1にあつては、受益面積10アール当たり2万5千円(施工延長100メートル当たり1万円)を減算
(2) 2にあつては、受益面積10アール当たり1万5千円を減算
(3) 3にあつては、施工延長100メートル当たり1万円を減算
5 2に関して、地下かんがいを導入する場合には、受益面積10アール当たり3万円を加算するものとする。
6 2及び3に関して、一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が65mm以上の場合には、受益面積10アール当たり(3にあつては施工延長100メートル当たり)2万円を加算するものとする。
7 2に関して、外注(有償)により実施設計を行う場合には、受益面積10アール当たり1万5千円を加算するものとする。
8 2に関して、農地の区画の形状等により吸水渠(本暗渠管)の間隔(L)が10メートル以外となる場合には、下式により受益面積(A)を割り引いて助成額を算出するものとする。
助成額=A×10/L×上限単価

多面的機能支払交付金

【令和7年度予算概算決定額 50,048 (48,589) 百万円】

<対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

<事業目標>

- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上（5割以上 [令和7年度まで]）
- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動により広域的に保安全管理される農地面積の割合の向上（6割以上 [令和7年度まで]）

<事業の内容>

1. 多面的機能支払交付金 48,463 (47,050) 百万円

① 農地維持支払

地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。

② 資源向上支払

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

交付単価

	都府県		北海道	
●農地維持支払	●資源向上支払 (共同) ※1	●農地維持支払	●資源向上支払 (共同) ※1	●農地維持支払 (長寿命化) ※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300
畑	2,000	1,440	2,000	1,000
草地	250	240	400	130
				120

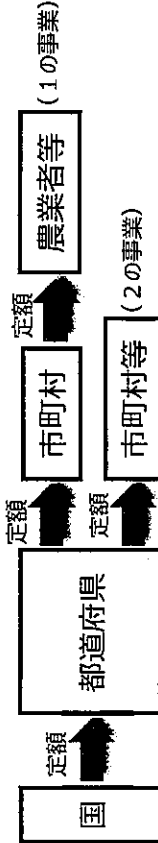
[5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用]

- ※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
- ※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用
- ※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない場合は、5/6単価を適用

2. 多面的機能支払推進交付金 1,585 (1,539) 百万円

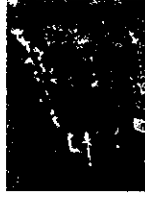
交付金の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

<事業の流れ>



農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保安全管理に関する構想の策定等



農地法面の草刈り

水路の泥上げ

農道の路面維持

資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修等



水路のひび割れ補修

農道の窪みの補修

ため池の外米種駆除

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）

対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の発達の観点から都道府県知事が定める農用地

【加算措置】

項目	都府県	北海道
多面的機能の更なる増進への支援	田 400 畑 240 草地 40	田 320 畑 80 草地 20
水田の雨水貯留機能の強化 (田んぼたん) への支援	田 400	田 320

(円/10a)

項目	交付単価
化学肥料と化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と併せて環境負荷軽減に取組む面積が増加する場合	800
長期中干し	4,000
冬期湛水	8,000
夏期湛水	3,000
中干し延期	4,000
江の設置等	3,000
作溝実施	
作溝未実施	

項目

項目	交付単価
組織の体制強化への支援	40万円/組織
広域活動組織の設立と活動支援班※の設置を併せて行うこと	

※広域活動組織内の集落をまたいで共同活動を支援することを目的として設置される班

多面的機能支払交付金の手引き

(日本型直接支払制度)

広域活動組織 編



北海道日本型直接支払推進協議会

令和7年1月

農林水産省では、HPにおいて第三者委員会の資料等をもとに作成した優良事例集(228事例)を掲載しています。

多面的機能支払交付金
優良事例集(令和6年5月掲載版)



取組と関連のあるSDGs


掲載する目次から調べたいカテゴリーを確認し、事例を検索

多面的機能支払交付金 優良事例集目次			
事例	15	16	17
事例	18	19	20
事例	21	22	23
事例	24	25	26
事例	27	28	29
事例	30	31	32
事例	33	34	35
事例	36	37	38
事例	39	40	41
事例	42	43	44
事例	45	46	47
事例	48	49	50
事例	51	52	53
事例	54	55	56
事例	57	58	59
事例	60	61	62
事例	63	64	65
事例	66	67	68
事例	69	70	71
事例	72	73	74
事例	75	76	77
事例	78	79	80
事例	81	82	83
事例	84	85	86
事例	87	88	89
事例	90	91	92
事例	93	94	95
事例	96	97	98
事例	99	100	101
事例	102	103	104
事例	105	106	107
事例	108	109	110
事例	111	112	113
事例	114	115	116
事例	117	118	119
事例	120	121	122
事例	123	124	125
事例	126	127	128
事例	129	130	131
事例	132	133	134
事例	135	136	137
事例	138	139	140
事例	141	142	143
事例	144	145	146
事例	147	148	149
事例	150	151	152
事例	153	154	155
事例	156	157	158
事例	159	160	161
事例	162	163	164
事例	165	166	167
事例	168	169	170
事例	171	172	173
事例	174	175	176
事例	177	178	179
事例	180	181	182
事例	183	184	185
事例	186	187	188
事例	189	190	191
事例	192	193	194
事例	195	196	197
事例	198	199	200
事例	201	202	203
事例	204	205	206
事例	207	208	209
事例	210	211	212
事例	213	214	215
事例	216	217	218
事例	219	220	221
事例	222	223	224
事例	225	226	227
事例	228	229	230

交付金の解説動画について

活動組織の体制強化や、推進組織の業務効率化・省力化に貢献できるよう多面的機能支払交付金に係る研修教材用動画を作成しました。

多面的機能支払交付金利用の手順
(動画：14分)
多面的機能支払交付金の交付を受けるにあたって、活動の手順や申請書類などについて解説した動画です。



多面的機能支払交付金でできること
(動画：18分)
多面的機能支払交付金を活用して、どのような共同活動に取り組むことができるかを解説した動画です。



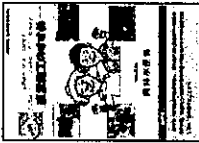
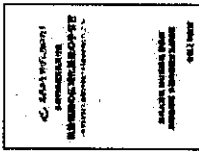
多面的機能支払交付金活動組織の広域化のすすめ(動画：20分)
最上町広域協定の事例をもとに関係者へのインターネットを行い、広域化のプロセスを解説した動画です。



手引きなどの活用について

R6追加

農林水産省HPでは、広域活動組織の設立までの流れをまとめた「活動組織の広域化推進の手引き」や直営施工のメリットをまとめた「直営施工のすすめ」を掲載していますので、ご利用ください。



学習教材の活用について

学習マンガ

次世代を担う子どもたちへ、農業や農村の大切な役割を広く伝えるため、「農業学習」に活用できる教材を制作しました。全国の教育現場やご家庭でぜひご利用ください！



▲「草刈りは地球を救う」
～SDGs達成につながる農村の共同活動～

動画

子どもたちが田んぼの持つ大切な役割や魅力を楽しく学べる学習動画を作成しました。農業学習や田植え体験の事前学習、家庭学習の教材としてご利用いただけます！



▲のぞいてみよう！田んぼの世界

ぜひQRコードを読み取ってご覧ください！

多面的機能支払メールマガジン

農村ふるさと保全通信

多面的機能支払の活動組織の紹介や、制度情報、活動に役立つ技術など、活動組織や自治体、推進組織等の皆様にとって有益となる情報を配信しています。

【配信申し込み】

配信を希望される方は、以下のアドレスまたはQRコードからご登録ください。(https://www.maiff.go.jp/ir/e-mae/reg.html)



月1～2回程度配信しています。ぜひ、登録してください！



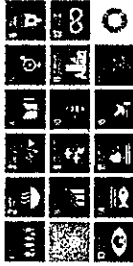
SDGsと農業・農村の活動との関わりをひもとく

SDGs（持続可能な開発目標）とは貧困、気候変動や紛争など世界中の課題の解決を目指す目標のことで、2015年に世界中の国々が集まって話し合う国連総会で決定されました！



R6追加

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本文付会とSDGsの関わりがより詳しく記載されており、ぜひQRコードを読み取ってご覧ください！



多面的機能支払の活動は農業・農村の持続的発展を通じて17の目標のうち15の目標（目標2～9、11～17）達成に貢献しています。下記の事例を見てみましょう！

共同活動の例

例1) 生き物調査



①地域の子どもと連携することによって、生き物調査が実施されることができ、生き物調査を通じて地域の自然環境が保全されることにつながる。

例2) 草刈り・泥上げ



①安定的な農業生産に不可欠な農地や水路のため池などを適切に保全管理している。

例3) 多様な人材が参画した活動



非農業者や女性や子ども等多様な人材が植栽活動等の活動に参加することや、組織の運営に関わる等の取組。

活動による効果

①地域の子どもと連携することによって、生き物調査が実施されることができ、生き物調査を通じて地域の自然環境が保全されることにつながる。

②保全管理が行き届いていないと異常気象時等の被害軽減につなげる。

①多様な人材が参画した活動を通じて、地域内外の国産産物やサービスが活動組織の計画に基づいて生産・流通し、活動主体の活躍の場を創出することで、農村人口が拡大し、農村が活性化される。

SDGsへの貢献
※多面版SDGsの目標文になっています



目標4
地域内外の人に質の高い教育、生涯学習の機会を提供する。



目標11
住み続けられる地域を作る。



目標2
持続可能な農業生産を支える。



目標13
気候変動及びその影響を軽減するための対策を実施する。



目標3
やすらぎや福祉の機会を提供する。



目標16
多様な主体の参画による地域づくりを促進する。

伐採届出制度について

自分の山なら、自由に伐っても良いと思いがちですが、森林法に該当する山林がありますので、一度確認をお願いします。

1. 趣旨

森林機能の低下や無秩序な開発の抑制など、自己の森林でも伐採を行う場合は事前に届け出ることが法律で義務付けられています（森林法第10条の8）。

2. 届出

- ◇伐採開始日の90日～30日前までに届出が必要です。
- ◇立木買受者が伐採を実施する場合は、森林所有者との連名で届出が必要となります。



3. 注意

- ◇無届の伐採や、届出内容と異なる行為を行った場合には法律により罰せられる場合があります。
- ◇1ヘクタール以上の森林を森林以外の用途（農地等）にする場合は、北海道知事の許可が必要となります。（林地開発許可制度）
- ◇森林法の関係法令が改正され、太陽光発電施設設置に伴う森林以外の用途変更については、0.5ヘクタール以下は伐採届で手続き出来ます。それ以上については、北海道知事の許可が必要となります。（林地開発許可制度）

4. 留意事項

◇森林の立木を伐採（皆伐）可能となる樹木の年齢は以下のとおりです。

樹 種		伐採可能な年齢
人 工 林	エゾマツ・アカエゾマツ	60
	トドマツ	40
	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	30
	その他針葉樹	40
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	30
	その他広葉樹	40
天 然 林	周辺樹木から飛来する種子によって新たに自生した針葉樹	60
	周辺樹木から飛来する種子によって新たに自生した広葉樹	80
	切り株から新たに自生した広葉樹（注）	25

注：「切り株から新たに自生した広葉樹」とは、薪炭林、ほだ木等の原木生産を目的として、天然更新を図る広葉樹をいいます。

【お問合せ先】安平町役場産業振興課土地改良・林務グループ（☎22-2515）

関連用語解説

- 市町村森林整備計画
地域森林計画に適合させて、市町村長が5年ごとにたててる10ヵ年計画で、地域森林計画で示された基準を指針として、市町村内に残る民有林の取扱いについての具体的な内容を示す計画です。
- 民有林
国以外が所有している森林。一般民有林と道有林をあわせて民有林という（地域森林計画対象森林）。
- 一般民有林
民有林のうち道有林を除いた森林で、市町村や個人、法人などが所有する森林が該当する。
- 制限林
森林法、自然公園法、砂防法等の法令により立木の伐採が制限されている森林。
- 保安林
水源かん養、土砂の流出や崩壊の防備、保健休養などの特定の公共目的を達成するため森林法に基づいて一定の制限（立木の伐採、土地の形質変更、植栽の義務等）が課せられている森林。
- 普通林
制限林以外の森林をいう。
- 主伐
利用できる時期に達した林木を伐採すること。次の世代の樹木の更新を伴う伐採
- 皆伐
主伐のひとつで、一定区域の林木の全部または大部分を一度に伐採すること。
- 択伐
主伐のひとつで、成熟した木を抜き伐りすること。計画的に繰り返して伐採（抜き伐り）するため、伐採により林分の状態が大きく変化せず、持続的に次の世代の樹木を発生させることができるのが特徴。
- 間伐
林木の育成過程で森林内の密度を下げるために行う間引きのこと。林木同士の競合を緩和し、成長量の増大や林木の利用価値の向上、森林の有する諸機能の維持推進のために行う。
- 造林
現在ある森林に手を加えることにより、目的にあった森林の造成を行うこと。または、新たに森林を造成すること。造林の方法は人工造林と天然更新に大別される。
- 人工造林
苗木の植栽、種子まき付け、挿し木などによる森林の更新方法による森林の造成のこと。
- 天然更新
天然の力によって次の世代の樹木を発生させ、森林を維持・更新すること。

森林は、木材を生産するだけでなく、洪水や土砂災害を防いだり、きれいな水を提供するなど、地域の方の生活と深く関わっています。

...環境は森林に守られています...



立木の伐採に際して、森林所有者又は伐採事業者は伐採に関する届出等を市町村長又は（総合）振興局に提出しなければなりません。法令等の定めによる届出書等は、事前に提出する場合や、事後に提出する場合があります。無届の場合は罰金に処せられることがあります。また、伐採の許可手続きをしなければならぬ場合もあるため、伐採する概ね2〜3ヶ月前に、市町村又は（総合）振興局に確認しましょう。詳しくは、裏面をご覧ください。



監修・発行・問い合わせ先
北海道水産林務部 林計画課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL 011-204-5497 (直通)

HP <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srk/>



森林の立木を伐採する

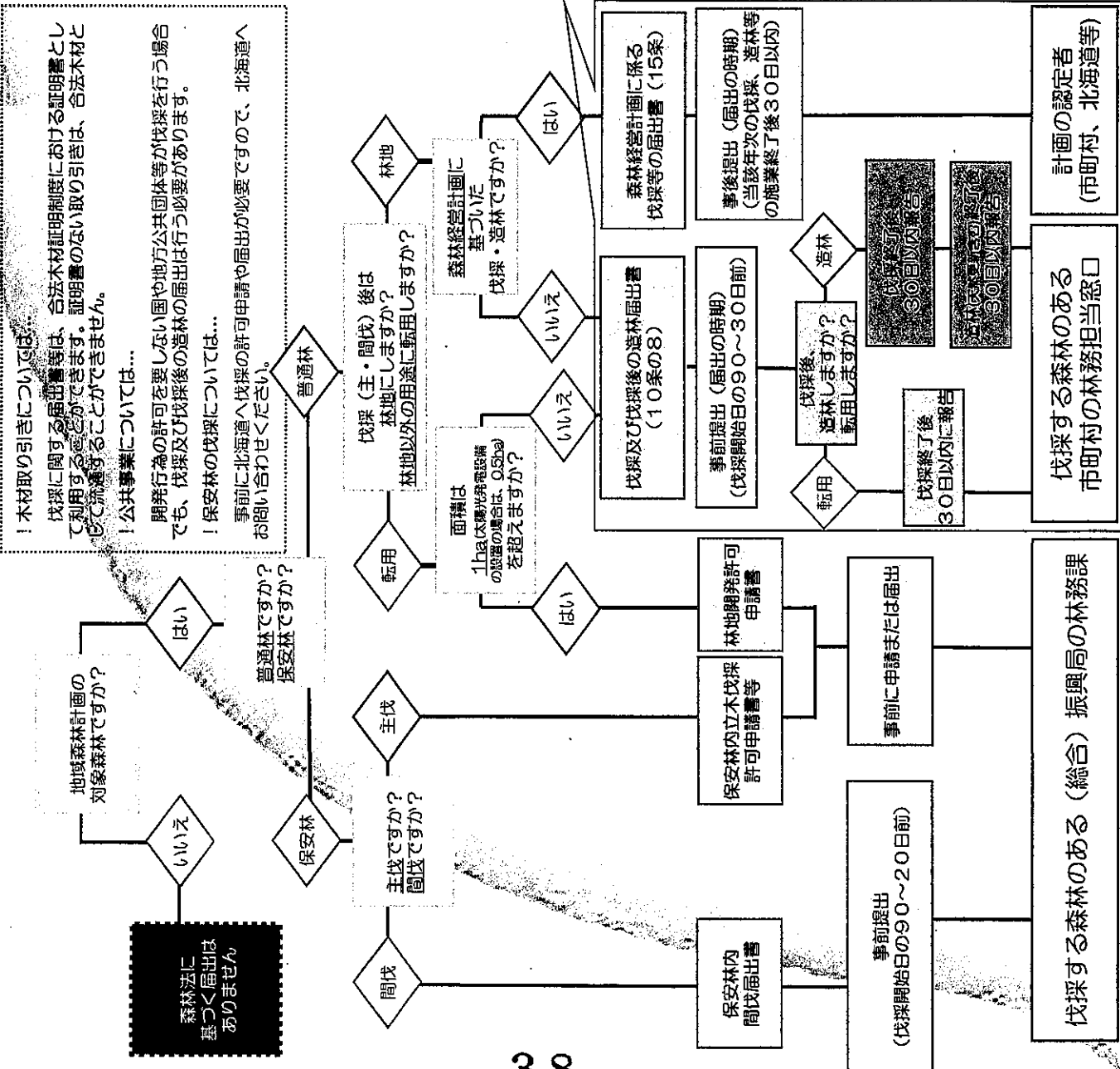
皆さんへ

なぜ伐採する？ 伐採の手続き



作成：平成30年1月
(令和5年7月一部修正)

森林法に基づく伐採に関する手続概要の流れ



伐採及び伐採後の造林の届出制度（森林法第10条の8第1項）

（Q&A）

- 届出の対象となる森林は？
 地域森林計画の対象森林（私有林）です。そのうち、保安林と保安施設地区及び森林経営計画を立てている森林は除きます。対象森林の確認は、森林のある市町村又は（総合）振興局までお問い合わせください。
- 誰がいつ・どこに届けるの？
 森林所有者が自ら伐採と伐採後の造林（天然更新を含む）を行う場合は森林所有者が、立木を買い受けて伐採を行う者（伐採業者等）と伐採後の造林（天然更新を含む）を行う者（森林所有者）が異なる場合は両者連名で、伐採する30日～90日前に、伐採する森林がある市町村長に届け出る必要があります。
- 届出書には何を記載するの？
 森林の所在場所、伐採面積等の伐採関連事項、伐採後の造林関連事項等を記載します。
- 届出書を出せば、伐採していいの？
 届出内容が市町村森林整備計画に適合しないと認められる場合、まだ届出計画に従った伐採や造林を行っていないと認められる場合に、市町村長は届出人に対して計画の変更や遵守を命じる場合があります。
- 届け出なかった場合はどうなるの？
 伐採の届出義務のある者が、届出書を出さずして立木を伐採した場合は、市町村長は伐採の中止や伐採後の造林を命じる場合があります。また、悪質な場合は100万円以下の罰金に処せられることがあります。

伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告制度（森林法第10条の8第2項）

「伐採及び伐採後の造林の届出書」に基づく伐採及び造林をした時は、森林のある市町村に対し「伐採に係る森林の状況報告書」及び「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」を提出することが義務づけられました。

（Q&A）

- ★ 誰がどこに報告するの？
 森林所有者等の、造林をした者が、森林がある市町村長に報告書を提出します。
- ★ 報告書には何を記載するの？
 伐採・造林面積、伐採・造林方法などの、造林後の森林の状況を記載します。
- ★ 報告書はいつ提出すれば良いの？
 伐採を完了した日、人工造林または天然更新した日、それぞれが終了した日から30日以内です。また、伐採後森林以外の用途に開闢した場合は（1ha未満）は、伐採が終了してから30日以内です。
- ★ 報告をしなければならぬのはどうなるの？
 市町村が必要に感じ、報告書を提出するよう指導します。指導してもなお、報告書を提出しない場合は、告発を行う場合があります。
 なお、告発を行った場合は、30万円または100万円以下の罰金に処せられることがあります。

【参考】森林経営計画に係る伐採等の届出書（森林法第15条）

- 5年間の森林経営計画を立て、認定者（市町村等）の認定を受けた森林を伐採する場合は、伐採終了後30日以内に認定者へ届出書を提出します。詳しくは、伐採する森林がある地域の市町村長までお問い合わせください。

令和5年4月から、伐採届には必要書類の添付が義務づけられます。

森林の位置図・区域図、届出者の確認書類、土地の登記事項証明書等、隣接森林との境界確認書類などの添付書類が森林法施行規則第9条第3項に基づき義務づけられました。

※詳しくは、伐採する森林のある市町村の林務担当窓口にお問い合わせください。

伐採造林届の添付書類が統一されます

- 森林の立木を伐採するときは伐採造林届の提出が必要です。
- 伐採造林届の添付書類について、森林法施行規則に基づく、統一的な運用に見直されます。
- 書類の添付は義務となりますので、該当する場合には、必ず添付をお願いします。

添付書類

具体的な内容

森林の位置図・区域図
届出対象の森林の位置および伐採区域がわかる図面
(縮尺は任意です)

届出者の確認書類
個人：氏名・住所がわかる書類(運転免許証など)の写し
法人：法人の登記事項証明書などの写し、法人番号が記載された書類

他法令の許認可関係書類
届出対象の森林の伐採に関し、他の行政庁の許認可が必要な場合に、その申請状況がわかる書類
(許認可後の場合は許可書の写しなど)

該当する場合のみ

土地の登記事項証明書等
土地の登記事項証明書や固定資産税納税通知書の写しなど届出者に土地所有権または造林権原があることがわかる書類

伐採の権原関係書類
立木の売買契約書など届出者が立木を伐採する権原を有することがわかる書類

届出者が土地所有者でない場合

隣接森林との境界関係書類
伐採区域に関し、隣接森林所有者との確認状況がわかる書類

以下のいずれかに該当する場合には、添付を省略することができます。

- ① 単木的な伐採など境界に隣接しない場合
- ② 境界杭などにより境界が明らかな場合
- ③ 誓約書の提出等により届出後伐採前に境界確認を実施することを明らかにした場合

市町村長が必要と認める書類
伐採および集材に関するチェックリスト、地元関係者との協議書など市町村が実情に応じて条例などに定める書類
(各市町村にお問合せください)

よくあるご質問

○ 位置図・区域図は、実測が必要か？

伐採・造林を行う位置・区域がわかるものであれば、実測は必要ありません。

○ 届出者（個人）の本人確認書類はどのようなものが該当するか？

住民票、運転免許証、個人番号（マイナンバー）カード（表面）の写しなどが該当します。

○ 必要な許認可がわからない場合はどうすればいいか？ 許認可後でなければ、届出は出せないのか？

伐採造林届の対象となる森林には、森林調査簿が作成されており、伐採する場合に申請が必要な許認可が整理されています。所有地の森林調査簿の情報をお持ちでない場合は、振興局林務課や森林室、市町村の林務部局にご確認ください。
なお、許認可の申請前（または申請中）であっても、その状況を記載した書類を添付することで届出可能です。

○ 土地の登記事項証明書は入手に手数料がかかるが、どうすればいいか？

固定資産税納税通知書の写しでも代替可能です。

また、森林の土地の所有者情報については各市町村で整備している林地台帳で整理されており、伐採届の提出者と林地台帳上の森林の土地の所有者が同一の場合には「林地台帳のとおり」と記載した書類の添付により、土地の登記事項証明書を代替することが可能です。

○ 口頭契約のため、売買契約書がない場合は、どうすればいいか？

口頭契約のため書面が存在せず、契約書の添付が難しい場合には、伐採権原を有することとなった経緯を記載した書面の添付をお願いします。

なお、事後のトラブル防止につながりますので、契約書などの書面の作成に努めていただくようお願いします。

○ 境界関係書類は、隣接森林所有者の署名・捺印などが必要か？

伐採区域が明確になっているかを確認するために添付を求めるものであり、伐採区域を確認した隣接森林者の氏名や確認日時がわかる書類であれば、署名・捺印などは必要ありません。

○ 隣接森林所有者が不明で境界確認ができない。どうすればいいか？

隣接森林所有者と連絡がつかないなど特別の事情がある場合には、その状況と伐採区域を判断した根拠を記載した書類を添付してください。また、その場合には、隣接地から距離を空けるなど伐採区域を工夫し、誤伐等を防止するための対策を実施してください。

詳細については、各市町村の林務部局にご確認ください。

また、林野庁HPに掲載の「伐採及び伐採後の造林の届出等の制度に関する市町村事務処理マニュアル」についてもご参照ください。

林野庁HP：<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/todokede/batsuzoutodokede.html>

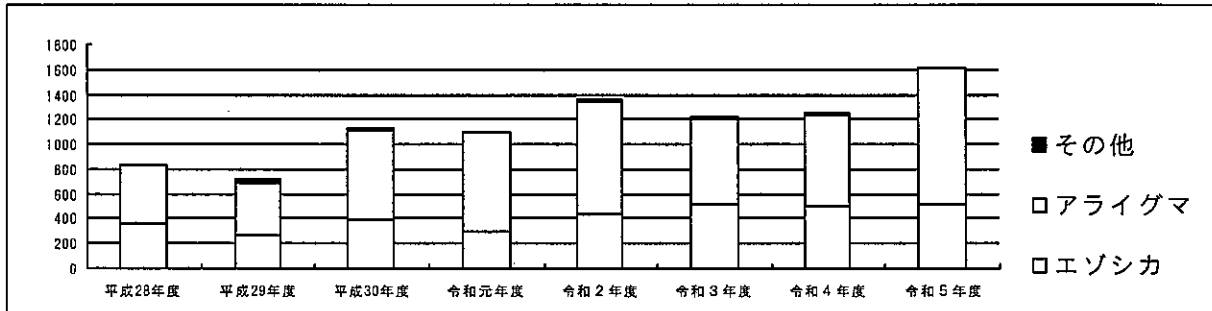
野生鳥獣について

1. 捕獲結果

単位：頭・羽

年度	エゾシカ	アライグマ	ヒグマ	カラス	キツネ
平成29年度	260	422	0	26	8
平成30年度	397	721	1	3	2
平成31/令和1年度	304	789	2	1	4
令和2年度	408	978	1	0	13
令和3年度	512	695	2	1	9
令和4年度	494	749	1	0	5
令和5年度	516	1155	0	1	10
令和6年度	687	785	3	1	11

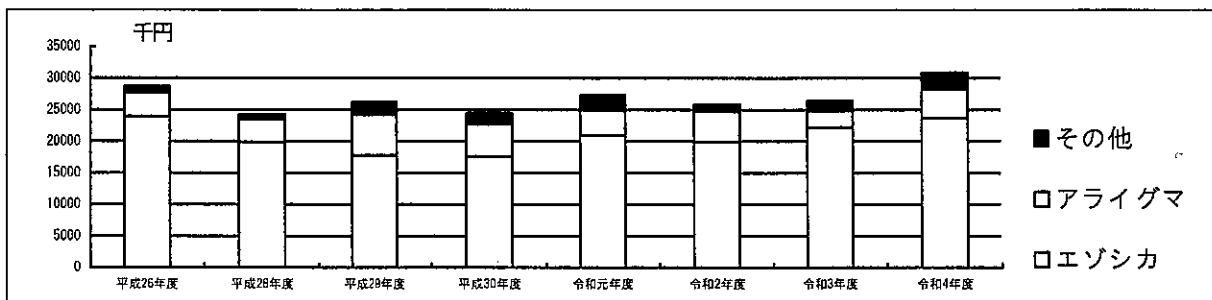
※令和6年度については、R7.1.31現在



2. 農業被害結果(過去)

単位：千円

年度	被害金額	内 記		
		エゾシカ	アライグマ	その他
平成28年度	24,337	19,846	3,651	840
平成29年度	26,254	17,762	6,488	2,004
平成30年度	24,452	17,589	5,123	1,740
平成31/令和1年度	27,286	20,935	3,971	2,380
令和2年度	25,892	19,918	4,835	1,139
令和3年度	26,413	22,238	2,610	1,565
令和4年度	30,891	23,705	4,511	2,675
令和5年度	27,945	23,095	2,205	2,645

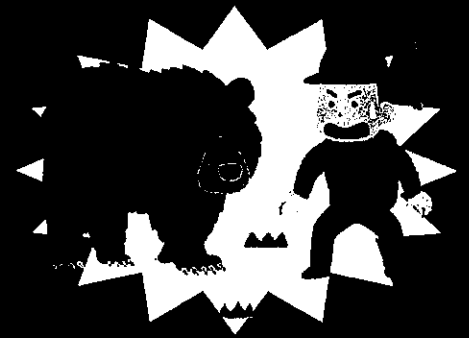


問い合わせ先 安平町役場産業振興課土地改良・林務グループ ☎22-2515

あっ！！
人間だ！！

どこにでもヒグマがいる、それが北海道です。
決して甘く考えず油断しないで！

ヒグマの出没が
多発しています！！



野山はもちろん、市街地、公園、河川敷、緑地帯など、
あなたの身近な場所にもヒグマが潜んでいる可能性があります。

そのためにも、最低限、私たちができる次のことを確実に実施してください。

<最重要> 市町村や警察などのヒグマ出没情報に注意すること！！

- 一人では野山に入らない（一人で行動しない）
- 野山では音を出しながら歩く（行動する）
- 食べ物やゴミを放置しない
- フンや足跡などヒグマの痕跡を見たら引き返す
- ヒグマが出没しているところでは、早朝や夕暮れ時など、薄暗いときには行動しない
- ヒグマを興奮させるおそれがあるため、ヒグマが出没しているところでは犬の散歩は控える

※人里周辺などで、ヒグマを目撃した時は、**安平町役場又は警察**にご連絡ください。

安平町役場産業振興課土地改良・林務G
TEL：22-2515（直通）

令和6年度 野生鳥獣による農業被害状況調査

農事組合・集落名等	氏名
-----------	----

加害鳥獣名	被害状況			備考
	被害作物名	被害面積 (a)	被害金額 (千円)	
エゾシカ				
アライグマ				
その他				

- ※1 上記の鳥獣以外の被害は、その他の欄へ鳥獣名を追加し記入願います。
- ※2 被害金額については、作物の実被害額のほか、被害後の再播種等に要した費用も含めて記入して下さい。
- ※3 農作物以外の被害については、家畜のほかビニールハウスなど施設等に係る被害も記入して下さい。
- ※4 不明な点、質問等ありましたら下記までお問い合わせ願います。

【提出先】

- ① FAX 【FAX 22-3006】
- ② 役場早来庁舎 産業振興課窓口（2階） ③ 役場追分庁舎（ぬくもり）住民サービス課窓口
- ※いずれかの方法で提出願います。【該当がない場合報告不用です。】

◇ 提出期日 令和7年3月31日(月)まで

なお、連絡を頂ければ、回収に伺いますのでよろしくお願い致します。

<p>【問合せ・報告先】 安平町役場 産業振興課 土地改良・林務グループ TEL 22-2515 (直通) FAX 22-3006 E-Mail: rinmu@town.abira.lg.jp</p>
--

安平町エゾシカ総合対策事業 【事業概要】

【事業創設の目的】

エゾシカの個体数増加に伴い、農林業等被害が深刻な状況にある中、行政に対して野生鳥獣の被害防止に関する取り組みに関する要請も高まり、被害防止対策の強化を図ることが喫緊の課題となっていることや、当町の地理的条件等によって、猟銃による捕獲箇所が少ない事等の背景もあることから、町が実施主体となって希望する者に対して罾免許の取得費用の負担やくくり罾の購入に伴う補助等を実施し、エゾシカの捕獲頭数増を図ることを目的とします。

■新規狩猟者（罾猟）育成確保促進事業

○補助対象者

- ・町内在住者であり、狩猟免許（罾猟）を新規に取得した方
- ・狩猟免許取得後、北海道猟友会苫小牧支部または町内にある狩猟団体に所属している方
- ・町税などの滞納がない方

○補助内容

- ・狩猟免許申請手数料（新規：5,200円、他の免許保有者：3,900円）
- ・免許申請に必要な医師の診断書料（上限5,000円）

☆年度の事業量・規模等

- ・狩猟免許申請手数料 @5,200円 × 5名 = 26千円
- ・免許申請に必要な医師の診断書料 @5,000円 × 5名 = 25千円

※狩猟免許試験予備講習料⇒安平町鳥獣被害防止対策協議会で費用を負担する予定（5名）

■エゾシカ捕獲器具（くくり罾）導入奨励事業

○補助対象者

- ・町内に在住しており、わな狩猟免許を取得している方
- ・狩猟事故に係る損害賠償能力を有している方
- ・くくり罾により捕獲したエゾシカを、適切に処理できる方
- ・町税などの滞納がない方

○補助対象経費

- ・エゾシカ用くくり罾購入費用（同一年度内に一人につき5基上限）

○補助金の額

- ・補助対象経費（くくり罾1基あたり）の2分の1以内又は、5,000円のいずれか低い金額（100円未満の端数がある場合は切り捨て）

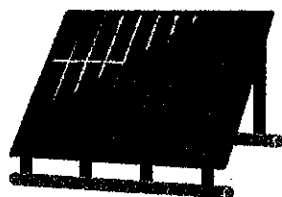
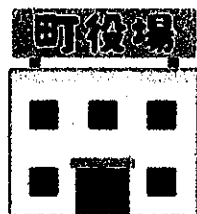
☆年度の事業量・規模等

- ・くくり罾購入費用 @5,000円 × 5基（上限数） × 5人 = 125千円

【お問合せ先】安平町役場産業振興課土地改良・林務グループ（☎22-2515）

太陽光発電設備設置に係る関係法令手続き等について

再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備）の設置等については、各種関係法令の手続きが必要となる場合がありますので、太陽光発電設備等の設置を検討している方につきましては、下記の窓口まで一度お問合せ下さい。

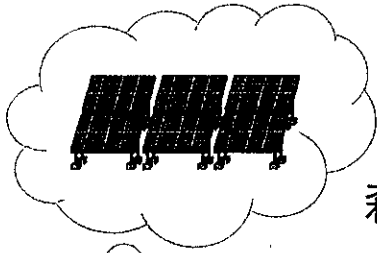


【お問合せ先（太陽光発電設置関係）】
安平町役場税務住民課生活環境グループ
(TEL : 2 2 - 2 9 4 0)

《太陽光発電設備設置に係る関係法令（参考）》

No.	項 目	担当部署
1	太陽光発電施設の設置に関する条例	税務住民課生活環境 G
2	国土利用計画法に基づく土地売買等届出	建設課施設 G
3	都市計画法に基づく開発許可	建設課施設 G
4	普通河川条例に基づく工作物の新築棟の許可、河川区域内の土地占用・掘削許可	建設課土木公園 G 又は 北海道
5	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可	総務課総務 G 北海道建設部建設政策 局維持管理防災課
6	砂防法に基づく砂防指定地における行為許可、砂防設備の占用許可	総務課総務 G 北海道建設部建設政策 局維持管理防災課
総務課 総務 G	地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域内の行為許可	総務課総務 G 北海道建設部建設政策 局維持管理防災課
8	景観法に基づく届出	建設課施設 G

9	農業振興地域の整備に関する法律に基づく市町村の農業振興地域整備計画の変更手続	産業振興課農政畜産 G
10	農地法に基づく農地転用許可	農業委員会事務局
11	森林法に基づく林地開発許可等手続、伐採及び伐採後の造林の届出手続	産業振興課 土地改良・林務 G
12	文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出、史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変更許可	教育委員会事務局 社会教育 G
13	土壤汚染対策法に基づく土地の形質変更届出	北海道環境生活部 環境保全局循環型社会 推進課水環境係
14	自然公園法に基づく工作物新築許可等	該当なし 【該当区域なし】
15	自然環境保全法に基づく工作物新築許可等	該当なし 【該当区域なし】
16	絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区の管理地区の行為許可等	産業振興課 土地改良・林務 G
17	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の特別保護地区の行為許可	産業振興課 土地改良・林務 G
18	環境影響評価法・条例に係る環境影響評価手続き	北海道環境生活部 環境局環境政策課 環境影響評価 G
19	その他の法律・条例に係る手続き	税務住民課生活環境 G



森林に太陽光発電設備を設置する場合の許可が必要となる開発面積の基準が変わったと聞いたけど、ホント？

ホントです。

令和5年4月より、森林^{※1}を開発して太陽光発電設備を設置する場合、その**面積が0.5haを超える**ものは、**都道府県知事の許可が必要**になります^{※2}。



📢 林地開発許可制度が変わります!!

- 森林^{※1}を開発して太陽光発電設備を設置する場合、

これまで

開発面積が1haを超える場合、都道府県知事による林地開発許可が必要でした。

令和5年4月より

開発面積が0.5haを超える場合、都道府県知事による林地開発許可が必要となります^{※2}。

※1 都道府県知事がたてる地域森林計画の対象となっている民有林で、保安林、保安施設地区及び海岸保全区域内の森林を除きます。
 ※2 ただし、令和5年3月31日までに太陽光発電設備の設置に必要な測量・設計等の準備行為を終えた上で、既に土地の開発行為に着手している場合は、林地開発許可の取得は不要です。

- 林地開発許可を取得せずに開発を行った場合には、森林法に基づき、監督処分や罰則が科されます。

詳しくは都道府県の「林地開発許可業務担当課」まで

林野庁



Q & A

Q：令和5年3月31日までに、立木の伐採に着手していれば、開発行為に着手しているとみなされるのですか？

A：開発行為に着手しているとは、土地の形質変更の行為に着手している場合をいい、立木伐採は含まれません。

Q：令和5年3月31日までに、少しでも土地の形質変更の行為に着手していれば、開発行為に着手しているとみなされるのですか？

A：土地の形質変更に着手している場合でも、その行為が一時的なものに過ぎず、測量や設計等の準備行為を踏まえたものでない場合は、開発行為に着手しているとはみなされません。

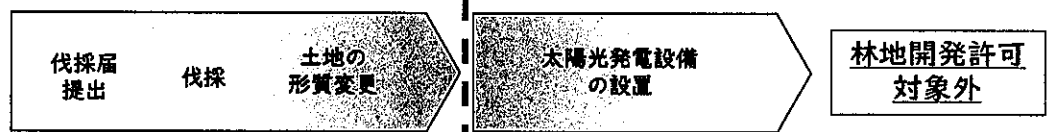
一方、上記準備行為を踏まえた上で着手している土地の形質変更であれば、その多寡にかかわらず、開発行為に着手しているとみなされます。

Q：開発行為の着手の日はどのように確認されるのですか？

A：基本的には、開発行為者の申告内容（伐採届に記載の着手日、他の法令や条例等に基づく着工届等）により確認を行います。

ただし、申告に基づく着手日に疑義がある場合は、都道府県職員により事業計画や現地の確認等をさせていただくことがあります。

ケース1
太陽光発電設備
(開発面積が1ha以下)



ケース2
太陽光発電設備
(開発面積が0.5ha超
1ha以下)



令和5年4月1日

Q：太陽光発電設備 (0.3ha)、資材置場 (0.6ha) の合計0.9haの開発を計画しているのですが、林地開発許可は必要ですか？

A：資材置場が、太陽光発電設備を設置するために整備するものである場合には、双方の開発を合わせた0.9haが太陽光発電設備に関する開発行為とみなされ、林地開発許可が必要となります。

一方、0.6haの開発の目的が太陽光発電設備の設置と関係のない場合には、双方の開発は共に許可を要する規模に満たないため、林地開発許可の対象外となります。

